

平成 10 次横浜市消費生活審議会  
第 3 回消費者教育推進地域協議部会

# 議事次第

平成 28 年 8 月 1 日(月)  
午前 10 時から  
松村ビル別館 503 会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 会議録確認者の選出について
- (2) 平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画の確定について
- (3) 平成 29 年度横浜市消費者教育推進計画（案）に向けて
- (4) 横浜市消費者教育推進の方向性について
- (5) 情報共有・意見交換
- (6) その他

## 3 閉 会

### 【配布資料一覧】

配布資料 1 本部会名簿

配布資料 2 - 1 平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画（案）

配布資料 2 - 2 横浜市消費者教育推進の方向性

配布資料 3 平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画（案）について

配布資料 4 平成 29 年度以降の消費者教育推進計画策定スケジュール（案）に  
ついて

### 【参考資料】

消費者教育関係資料集

## 消費者教育推進地域協議部会委員名簿 平成28年7月7日現在

No	委員氏名	所 属
1	くりた ゆたか 栗田 裕	横浜商工会議所 小売部会長
2	すずき かずこ 鈴木 和子	消費者サポート横浜会
3	たかはし ひかる 高橋 光	横浜市消費生活推進員 瀬谷区代表
4	まつばぐち れいこ 松葉口 玲子	横浜国立大学教育人間科学部 教授
5	かねこ のぶやす 金子 延康	横浜市消費生活総合センター 所長
6	さかもと じゅん 坂本 淳	(公財)横浜市国際交流協会 事務局次長
7	たけだ いわお 武田 岩夫	(公財)横浜市老人クラブ連合会 事務局長
8	わかお けいこ 若尾 恵子	(福)横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター 事務長

敬称略 審議会委員、専門委員毎に五十音順

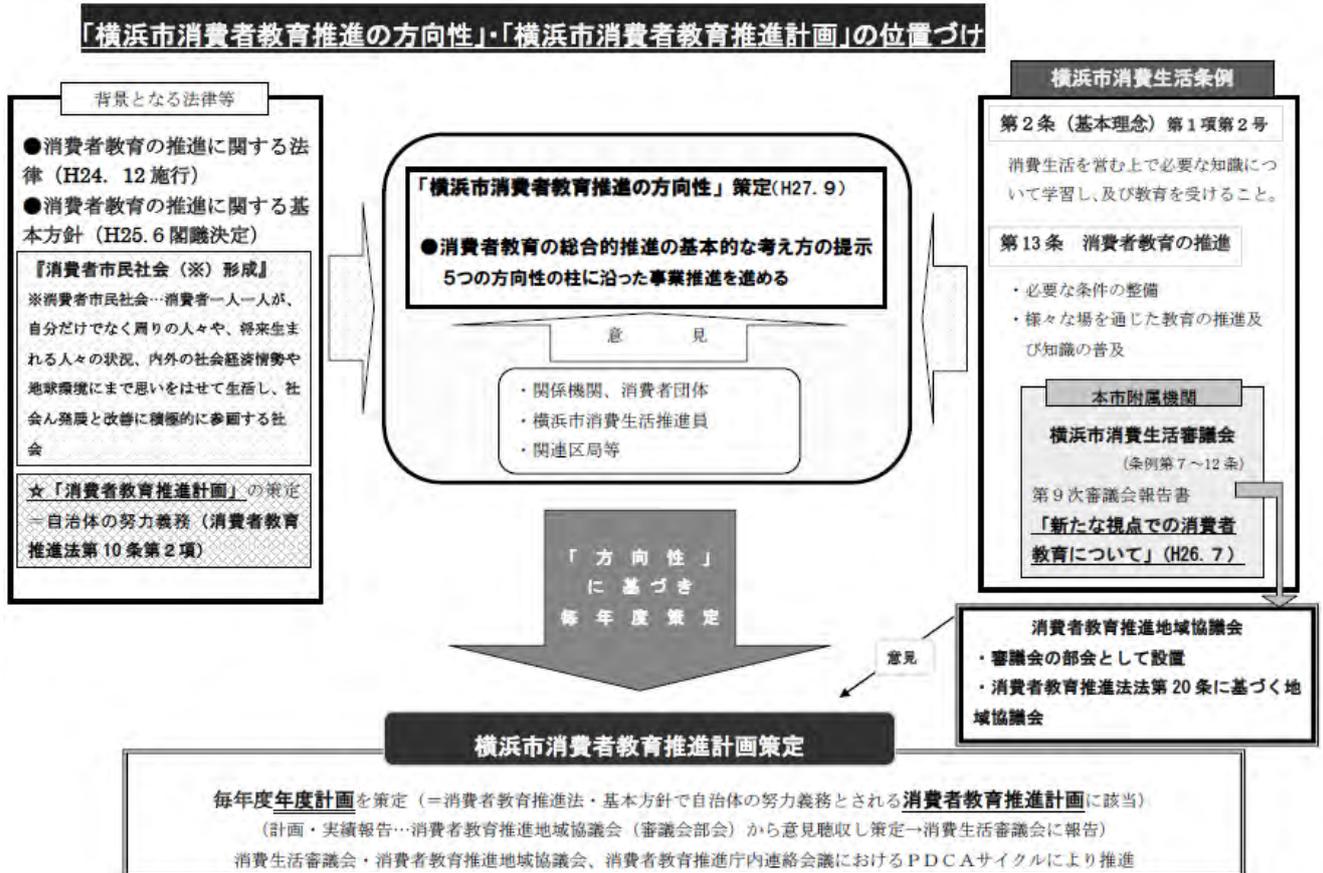
# 平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画(案)

横浜市経済局



# はじめに

横浜市では、消費者教育推進の基本的な考え方をまとめた「横浜市消費者教育推進の方向性（以下「方向性」と示します。）」に沿って、毎年度「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」と示します。）」に定められた横浜市消費者教育推進計画（以下「推進計画」と示します。）を策定します。



## 平成 28 年度の新たな取組み

「消費者市民社会」をテーマにした事業や、消費者分野と福祉分野の連携につながる事業を実施します。

### 【再編】消費生活協働促進事業（経済局消費経済課）

消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現に向けた取組を市内で活動する団体から募集し、審査の結果、採択された団体と協働で市民向けの啓発事業を実施します（平成 28 年度は 2 団体選定）。

### 【新規】地域の担い手等育成研修（民生委員・児童委員向け講師派遣） （経済局消費経済課）

消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員が主催する研修等に消費者被害防止に関する講師を派遣します。

内容は、研修対象者にあわせて講師と調整し、決定します（18 回計画）。

## 連携の好事例

### 効果的な消費者教育教材の作成第 2 弾

（経済局・教育委員会事務局、平成 26・27 年度）

中学校技術・家庭科教材（家庭科分野）「消費者市民社会の一員として持続可能な社会を目指した『意思決定能力の育成』第 2 弾」を作成し、市立中学校に配布しました。

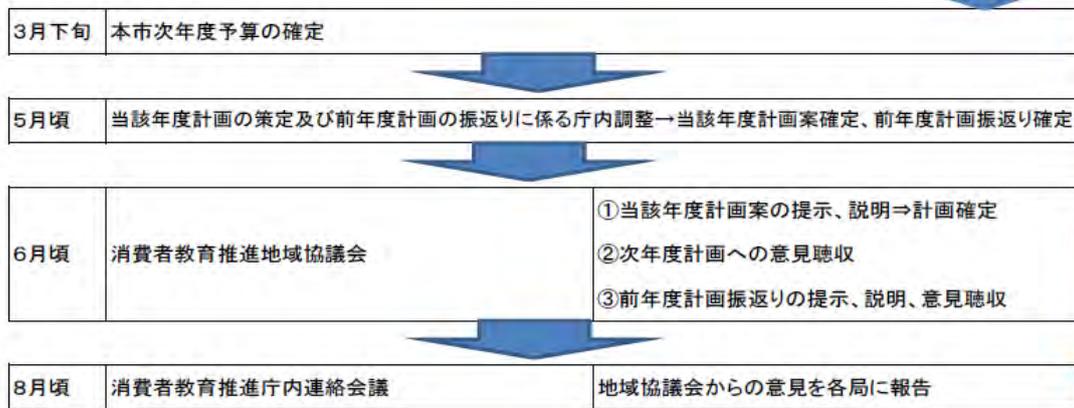
⇒公益財団法人消費者教育支援センター主催「平成 27 年度消費者教育教材表彰」の行政部門において優秀賞を受賞しました（2 年連続）。

## 計画の推進

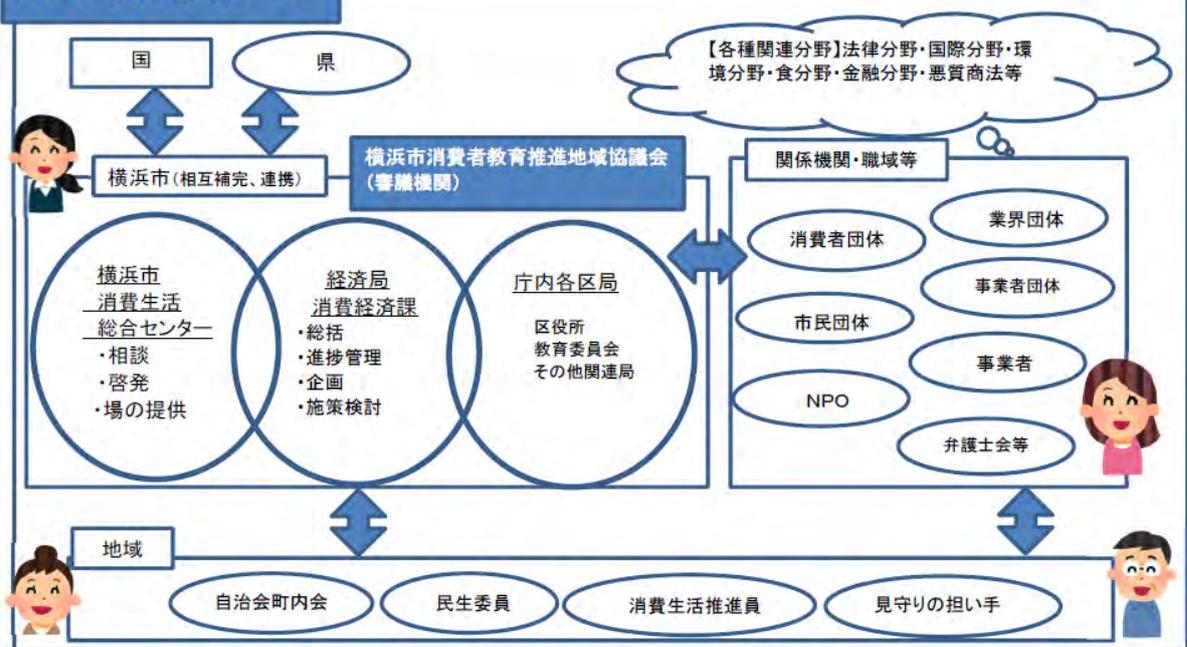
今後は、庁内関係局が予算化した消費者教育関連事業について、年度当初に消費者教育推進の視点及び「方向性」を踏まえて取りまとめ、単年度の本市消費者教育推進計画として確定します。

計画の進捗、実施については、本市附属機関である横浜市消費生活審議会の部会として設置された消費者教育推進地域協議会において、前年度計画の振り返りや次年度の計画策定に向けての御意見をいただきます。庁内関係局ではいただいた御意見を参考に事業の推進を図ってまいります。

### 【計画推進のフロー】



### 【参考】推進体制イメージ



## 横浜市消費者教育推進・5つの方向性の柱

「方向性」において、消費者教育推進に向けた次の5つの柱を示しました。

### 【方向性1】効果的な情報発信の強化

- (1) 様々な媒体、機会を利用した
  - ・横浜市消費生活総合センターの周知
  - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
  - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透
- (2) 自ら情報にアクセスすることが困難な方への、周囲の方も含めた情報伝達についての検討、推進

### 【方向性2】横浜市消費生活推進員※等による地域での啓発の活性化

- (1) 段階的に学ぶ研修の充実
- (2) 刻々と変化していく消費者被害に対応した教材開発への支援
- (3) 地域団体や福祉関係団体等との調整や連携に向けた力をつける研修による地域活動実践力を持った担い手づくり
- (4) 消費者団体等との連携による地域への啓発強化

※横浜市消費生活推進員…横浜市消費生活条例第16条に基づき、市民の安全で快適な消費生活推進のために地域に根ざした自主的な活動を行う市長から委嘱された委員で、任期は2年、最長で通算3期6年活動が可能です。（平成27年7月1日現在の横浜市消費生活推進員数…1,572人）。

### 【方向性3】高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進

- (1) 年代や障害特性を考慮した効果的な教育・啓発教材の検討
- (2) 家族や支援者などを介した啓発強化の方法等の検討、推進
- (3) 福祉部門、特別支援教育部門と連携した情報提供等の検討、推進

### 【方向性4】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

- (1) 学校等  
(幼児期～大学・専門学校等、支援を要する幼児・児童・生徒)
  - (2) 地域社会（高齢者、障害者、若者、成人一般）
  - (3) 家庭  
(食育等、危害・危険から身を守る、情報社会のルール等)
  - (4) 職域（社員への消費者教育、社会的責任意識を高める等）
- ）における共に学ぶ視点を意識した消費者教育

### 【方向性5】担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

- (1) 学校教育における教員研修や教材開発支援
- (2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会形成に向けた企業や各種団体等との協働の推進
- (3) 関連分野との連携

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](領域で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	領域	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代				所管・関連			
									学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等		成人期	若者	成人一般
1	学校等	方向性1 方向性3	資料展示事業	市民向けの消費者教育関係図書・資料・DVD、展示パネルなど消費生活に関する資料等を充実させ、展示・閲覧・貸出をする。	・消費者教育関連図書の充実	749千円	【展示・情報資料室】 ・平成28年3月現在 ビデオ・DVD667巻、図書4,091冊所蔵 ・貸出実績:ビデオ・DVD210巻、図書137冊 ・配架用図書204冊、DVD6巻購入	810千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	消費生活総合センター
2	学校等	方向性1 方向性2 方向性3	【改編】消費生活情報よこはま暮らしナビ「月次相談レポート」	相談事例をコンパクトにまとめ、タイムリーに広く地域等へも配布	・毎月25日、11,000部作成・配布 ・区役所、学校、高齢者利用施設等に配布 ・各区の自治会・町内会へ21,000部配布(掲示板に掲示等)	1,510千円			◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎	横浜市消費生活総合センター
3	学校等	方向性1 方向性3 方向性4	【改編】消費生活情報よこはま暮らしナビ「増刊号」	相談事例をコンパクトにまとめ、タイムリーに広く地域等へも配布	・季刊(年4回)25日、11,000部作成・配布 ・区役所、学校、高齢者利用施設等に配布	1,489千円	・毎月25日、11,000部作成・配布 ・区役所、学校、高齢者利用施設等に配布		◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎	横浜市消費生活総合センター
4	学校等	方向性4 方向性5	【新規】消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育講演会を実施する。	9月21日金沢公会堂多目的室で開催	783千円			◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	横浜市消費生活総合センター
5	学校等	方向性1 方向性4 方向性5	食育推進事業(健康福祉局)	食育推進計画に基づき、啓発及び事業の推進を行います。	・よこはま食育イベント(3回) ・親子DE食育 ・横浜農業の彩典(5/28,29) ・かながわ食育フェスタへの出展(7/28)	3,242千円	・よこはま食育イベント(3回) ・親子DE食育(6/20) ・かながわ食育フェスタへ出展(7/29) ・よこはま食と農の祭典2015(11/14)	3,648千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	健康福祉局
6	学校等	方向性1 方向性4 方向性5	食品ロス削減に向けた普及・啓発(その1)	食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る	①市内イベントでの啓発ブース出展	0円	①市内イベントでの啓発ブース出展 ・第8回神奈川食育フェスタ(平成27年7月28日) ・子どもアドベンチャー(平成27年8月18日、19日)	0円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	資源循環局 教育委員会事務局
			食品ロス削減に向けた普及・啓発(その2)	食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る	②広報啓発物(ちらし、横断幕、啓発物品)の制作	②556千円	②チラシ発行枚数:62,000枚 動画制作 啓発物品制作数:20,000セット	②1,438千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			食品ロス削減に向けた普及・啓発(その3)	食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る	③食べきり協力店事業についてHPでの情報提供。・フードコートで使用しているトレイに食べ残し削減に向けた啓発用シールを貼付でのPR活動の実施。	③約330千円	③食べきり協力店 登録店舗数:686店舗	390千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
7	学校等	方向性1 方向性4 方向性5	ごみ・環境情報の積極的な提供	市民・事業者へのわかりやすい情報提供を推進する。様々な機会や媒体を活用した効果的な広報・啓発活動を行う。事務所・工場等の啓発機能の充実・強化を図る。地域特性や対象者(若者、外国人、高齢者等)に合わせた啓発を推進する。	①市民向け啓発パンフレット「きれいなまちに」の制作 ②交通広告を活用した広報 ③地域情報紙等を活用した広報 ④市民向けパンフレット・リーフレット「ごみと資源の分け方・出し方」	①740千円 ②1,000千円 ③1,350千円 ④5,392千円	①発行部数:10,000部(平成28年3月末時点) ②地下鉄、バス等広告枠(10月~11月に掲出) ③タウンニュースへの記事掲載(平成28年1月、2月、3月) ④パンフレット発行部数:355,100部(日本語版:340,000部、外国語版:15,000部、点字版:100部) リーフレット発行枚数:300,000部	①256千円 ②999千円 ③2,354千円 ④パンフレット:7,916千円(日本語版:7,223千円、外国語版:664千円、点字版:29千円) リーフレット:957千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	資源循環局
8	学校等	方向性5	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)	『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政が実施する環境・地球温暖化問題に関する様々な学びの場を、「YES」という統一ブランドで全学的ムーブメントに広げようとする市民参加型プロジェクトを展開する。	・YES講座の実施、支援(協働パートナー、FMラジオ、大学、図書館、区役所連携等) ・広報(ホームページ、パンフレット等)	11,445千円	・講座数 395 ・参加者数 36,270人	0円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	温暖化対策統括本部
9	学校等	方向性5	国際理解教育との連携	市内に所在する国際関係機関との連携を深め、在住外国人に対する消費者啓発の手法について検討する。	夏休み企画展示「Harambee AFRICA ともにつくるアフリカの未来」や「よこはま国際フェスタ2016」等のイベントにおいて国際機関による市民向けの展示・ワークショップ等を実施	0円	「地球を支える食と農業ってスゴイ!?展」や「よこはま国際フェスタ2015」等のイベントにおいて国際機関による市民向けの展示・講演を実施	0円	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	経済局 国際局 (公財)横浜市国際交流協会、ITTO(国際熱帯木材機関)、FAO(国際連合食糧農業機関)駐日連絡事務所、JICA(国際協力機構)等

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](領域で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接の対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	領域	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成28年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代						所管・関連							
									学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期									
10	学校等	方向性4 方向性5	環境教育出前講座(その1)	生物多様性及び地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、3R夢等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【環境創造局】 ・ヨコハマ・エコ・スクールの枠組みを活用し、地域・学校を対象に生物多様性及び環境全般について学ぶ場を提供する。	390千円	参加人数 8,895人	444千円																		環境創造局 温暖化対策統括本部 資源循環局 道路局 建築局 水道局
			環境教育出前講座(その2)	生物多様性及び地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、3R夢等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【水道局】 ・各水道事務所では、水道事業への信頼や理解を深めていただくため、区民まつりなどの各種イベントに参加するとともに、地域の特性に合わせたイベントを企画・実施し、水道局のPRを行います。 ・小学校4年生の社会科の授業の一環として、水道への興味と一層の理解を深めてもらうことと、水道水の安全性や水質の良さを理解してもらうことを目的として、出前水道教室及び出前水道講座を実施しています。	500千円	水道出前教室 開催回数 171回 参加者数 15,212人 出張出前講座 開催回数 21回 参加者数 1,783人 合計 開催回数 192回 参加者数 16,995人	300千円	◎	◎	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
			環境教育出前講座(その3)	生物多様性及び地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、3R夢等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【資源循環局】 ・保育園、幼稚園、小中学校を対象とした出前講座の実施	0円	・出前講座実施校数:228校	0円	◎	◎	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
11	学校等	方向性1 方向性4	若者向け消費者啓発	若者向け媒体(情報紙等)等を利用して悪質商法手口などの啓発を行う。	・高校生新聞などに、対象年代に応じた悪質商法未然防止に関する啓発記事・広告を掲載する。	801千円	・県内の全高校生へ配付される高校生新聞「H!P」にネットトラブルに関する記事等を掲載(平成27年12月4日発行、210,000部)	540千円	◎	◎	○	-	-	-	-	◎	◎	-	-							消費生活総合センター
12	学校等	方向性4 方向性5	交通安全教室	交通局は、警察や区役所と連携し、高齢者を対象とした交通安全に関する啓発活動を行っているほか、小学校や地域のイベント等に参加し、実際のバスを使用した運転席から見る死角体験や車いす・高齢者疑似体験を行う交通安全教室など、地域の皆様と連携した取り組みを行っています。	霧が丘小学校(運輸課・若葉台営業所) 高齢者交通安全教室(運輸課) その他	850千円	・学校関係の交通安全教室 15件 ・地域の親子を対象とした交通安全教室 7件 ・区民イベントでの死角体験教室 1件 ・警察署と共催した交通安全教室 1件 ・障がい者・中途障害者関連の交通安全教室 9件 ・高齢者交通安全教室 1件	0円	◎	◎	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	◎						交通局
13	学校等	方向性1 方向性4 方向性5	地域に密着した情報発信等	身近な場所での情報提供の充実を図る。情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化を図る。	・主に小中学生を対象とした工場見学会の実施	0円	-	0円	◎	○	◎	-	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		資源循環局
14	学校等	方向性4	専門家派遣による親子金銭教育講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校へ派遣し、PTA活動などでの親子金銭教育出前講座を実施する。	・市立学校の学校単位の親子、区部PTA等を対象に専門家講師派遣による教育・啓発を実施する。 ・テーマ:おこづかいの使い方、インターネット・携帯電話利用の危険性等 ・5回計画	265千円	・3校 400人	113千円	◎	-	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		経済局
15	学校等	方向性5	専門家派遣による消費者教育教員研修	弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校及び高等学校教師による教科別研究会等に派遣する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小中学校、高等学校教科別研究会に専門家講師を派遣する。3回計画	165千円	・教科別研究会4回(小学校家庭科、小学校社会科、特別支援学校(進路担当者会))	111千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-							経済局
16	学校等	方向性4 方向性5	効果的な消費者教育教材の作成に向けた検討	教科別研究会などの場で、教育現場で活用しやすい教材について、意見交換をしながら教材開発を目指す。	・消費者教育用教材「消費者市民社会の一員として持続可能な社会を目指した『意思決定能力の育成』第2弾」の授業への活用の推進(市立中学校148校に配布)	0円	・消費者教育用教材「消費者市民社会の一員として持続可能な社会を目指した『意思決定能力の育成』第2弾」を協力して作成	981千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-							経済局 教育委員会事務局
17	学校等	方向性4	消費者行政インターンシップ	学生が大学で修得した学問と現場での実践との融合、応用についての理解を深め、学習効果の向上を図るとともに、消費者行政に対する理解を深めることを目的に、大学と協定を締結し、インターン生を受け入れる。	・消費者法を専攻している学生を受け入れる。 ・経済局で本市消費者行政全般にかかる概要の説明や啓発事業、教材開発などの企画の実習を行う。 ・(公財)横浜市消費者協会と協定事業、消費生活総合センター業務補助等に従事し、消費生活相談や啓発講座等消費者行政の現場業務の実習を行う。	0円	・夏期(8~9月)受入れ2人	0円	◎	○	○	○	-	-	-	◎	-	-	-							経済局 (公財)横浜市消費者協会 市内大学
18	学校等	方向性4 方向性5	教職員向け消費者教育セミナーの実施	特別支援学校教員を対象に、家計管理や巻き込まれやすい金融トラブルの仕組みと対処法についてのセミナーを実施する。	・特別支援学校の教員向けに、YYネット上の障害児向け消費者教育のページの内容や活用方法について周知するための研修講座を実施する。	0円	・経済局、健康福祉局、教育委員会の3局が連携して行った出前講座 ・特別支援学校における消費者教育研修1回(進路担当者会)	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		教育委員会事務局



平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](領域で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接の対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	領域	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代				所管・関連			
									学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等		成人期	若者	成人一般
29	学校	方向性4 方向性5	環境行動を実践する人づくり	環境学習の充実・強化を図る。 取組方針を設定し、PRを行う。 地域との連携を強化する。	①3R夢学習副読本の配付 ②ヨコハマ3R夢！ポスターコンクールの実施 ③子ども向け環境学習ホームページ「イーオタウン」の運営	①4,107千円 ②418千円 ③360千円	①制作部数:35,700部 ②応募総数:1,380点 ③アクセス数:5,086アクセス	①1,997千円 ②223千円 ③265千円	◎	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	資源循環局	
30	地域	方向性2	地域活動実践力強化研修	地域における消費者市民社会についての啓発講座や情報提供、高齢消費者の見守り・啓発等を実施するとともに、地域団体や福祉関係団体等との連携・調整・コーディネート力をつけるための研修を実施し、地域活動実践力を身に付けた担い手を創出する。	・2区をモデル区として実施する。 ・地域の人口構成、歴史等の地域情報や自治会・町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、NPO等の地域活動状況、地域に入っていくための効果的な手法等の習得等、地域におけるコーディネートの活動にむけた実践力をつけるための研修を行う。 ・講師:地域活動コーディネーターや消費者団体	1,200千円 区への予算配付@600千円×2区	地域団体等との連携に向けた実践力を身につけるための研修を2区で実施。 ・磯子区 「磯子のまちで、つながろう!! ～「食」や「子ども」を“きっかけ”として～」ほか ※対象:消費生活推進員、ヘルスメイト(参加者57人) ・瀬谷区 「地域のつながりをワンランクアップする」講座 ※対象:消費生活推進員、民生委員等(参加者80人)	268千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	経済局 区地域振興課	
31	地域	方向性1	情報収集・提供事業(デジタル情報)	①ホームページのリニューアル ②メールマガジン配信 ③SNSの開設	①ホームページのリニューアル 相談事例の充実、どのような媒体からも見やすいホームページに改修し、オンラインでの啓発を考慮したコンテンツを充実 ②③情報発信 メールマガジンやSNSにより、事例紹介及び講座案内等を配信	3,495千円	【ホームページを利用した情報提供・啓発】 ・相談事例の紹介(月1回) ・情報紙「よこはま暮らしナビ」のHTML化(月1回) ・国民生活センター、消費者庁等の重要なお知らせの周知(随時) 【メールマガジン配信による消費者啓発】 ①「消費生活ハマメール」(メールマガジン、月2回配信) 配信回数 25回 登録者数 373人 ②「はまのタスクメール」(携帯メールマガジン) 配信回数 53回 登録者数 1,139人 ③メールマガジン配信の広報 ・チラシ15,000部作成、出前講座、啓発事業等で配布 ・「PTAよこはま」、「福祉よこはま」に広告掲載	1,160千円	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	消費生活総合センター
32	地域	方向性2 方向性3 方向性4	出前講座(地域団体等)	消費生活推進員や自治会・町内会などが開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣します。	【出前講座】 ・被害未然防止と早期解決を図る地域団体、区役所等への講師派遣	出前講座一括計上	【出前講座】 ・被害未然防止と早期解決を図る地域団体、区役所等への講師派遣 ・34回1,257人	161千円 (出前講座分を一括で計上)	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	経済局 消費生活総合センター
33	地域等	方向性5	【改編】 簡易テスト実習	テスト室の機材等を活用したテスト実習を、参加者の主体的な活動と共同に基づく運営で実施する。	・テスト・実習室の施設・設備を活用して、各種商品の成分などへの関心と知識を深める実習を開催(2回)	88千円	【簡易テスト教室】 ・8回180人 ・「身近な衣類の素材について知ろう!」 「簡単・エコなそうじ術」等	441千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	消費生活総合センター
34	地域等	方向性3	高齢者利用施設への講師派遣	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣します。	【高齢者利用施設への講師派遣】 ・地域ケアプラザ等主催	出前講座一括計上	【高齢者利用施設への講師派遣】 ・地域ケアプラザ等主催 ・15回、244人	出前講座(地域団体等)に一括で計上	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	消費生活総合センター
35	地域等	方向性1 方向性3	啓発資料等作成事業(高齢者向け)	高齢者向けリーフレットを作成し、配布する。	・高齢者向けリーフレットを作成し、出前講座やシニア大学を通じて配布する。 ・関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止キャンペーン参加によるポスター、リーフレットを作成し市内の11病院等に配布する。 ・契約のきりふだ(高齢者編)を作成し、出前講座で活用する。	その他の啓発資料やグッズ作成と一括で計上 印刷製本費、事務費	【消費者被害未然防止啓発】 ・契約のきりふだ(高齢者編)5,000部作成、出前講座で活用 ・高齢者向けリーフレット(A4判見開き)10,000部作成、市内の11病院に配布 ・「関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンに参加し、「どうしたの?その一声から始めよう。」ポスター200枚、リーフレット16,000部作成し、地域ケアプラザ等に配布	その他の啓発資料やグッズ作成と一括で計上	-	◎	◎	-	-	-	-	-	○	○	◎	消費生活総合センター
36	地域等	方向性4 方向性5	消費生活教室	消費生活上の安全・安心の確保に加え、消費者市民社会の形成に向けたコースも新設し、区との連携・共催により確かな情報と知識を学ぶ教室を開催する。	・区との共催で10回実施 (インターネット・携帯電話の落とし穴、消費者市民社会とエシカル消費、健康食品と機能性表示食品等)	441千円	・12回(区との共催10)実施 ・1,940人 ・防犯対策、浄水場の施設見学会、暮らしの中のカビ毒、携帯電話・インターネットの落とし穴等	584千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	消費生活総合センター 共催区役所 消費者団体等
37	地域等	方向性4	講師派遣事業(シニア大学・ウィング横浜)	①高齢者層への悪質商法被害防止講演会を行う。 ②高齢者や障害者と接する福祉従事者への啓発を行う。	①市老人クラブ連合会が各区で開催するシニア大学へ講師を派遣する。 ②ウィング横浜が実施する福祉従事者向け研修プログラム内で、見守り立場への講座へ講師を派遣する。	185千円 (公益財団法人横浜市老人クラブ連合会からの負担金収入あり)	【悪質商法被害未然防止講座】 ①18回、767人(負担金収入90千円) ②9回、317人	7千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	消費生活総合センター 市老人クラブ連合会 ウィング横浜

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](領域で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	領域	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代				所管・関連			
									学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等		成人期	若者	成人一般
38	地域等	方向性3	地域に根ざした高齢者向け消費者啓発	きめ細かい高齢者啓発を目指し、日常的に地域で高齢者と接している各区(地区)社会福祉協議会あてに「悪質商法に注意しよう」「何かあったらセンターに相談しよう」の2点を呼びかける啓発物を配布し、注意喚起します。	引き続き対応	0円	見守りガイドブック、シール等作成 区社会福祉協議会へ計約1,890部配布	328千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	○	○	◎	消費生活総合センター 各区社会福祉協議会 地区社会福祉協議会
39	地域	方向性2	エコ・食・暮らし安心風土広め隊	暮らし(消費生活)に関する区民の関心を高め、各家庭や地域での取組みを盛り上げるにより、区民自らが「未来を見据えた賢い暮らしの行動を選択」する安心風土の醸成を図ります。	①消費生活推進員の育成 ②消費生活推進員による地区活動への支援 ③消費生活推進員啓発事業への支援	860千円	①地区代表会議開催(10回、146名) ②地区活動への啓発物品の提供、啓発教材の貸出し(適宜) ③暮らしのセミナー開催 ・クーリング・オフ制度について(16名) ・エコ料理セミナー(34名) ・健康食品について(70名) ・区民祭りでの啓発活動(443名) ・エコな取組の推進 ・悪質商法の啓発活動 消費生活展・善意バザー(400名) ・推進員の活動紹介 情報誌の発行(4,000部) ・クーリング・オフ制度について ・推進員の活動紹介	857千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	中区地域振興課
40	地域	方向性1 方向性2	得トク生活フェスタ	パネル展示や実演会、地元野菜の販売等を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信します。	11月3日に磯子区役所1F区民ホールにて実施	25千円	来場者1,900人 (他のイベントと同時開催し、共通の人数となっています。)	23千円	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	磯子区地域振興課
41	地域	方向性2 方向性4	磯子くらしのセミナー	消費者(区民)の意識啓発を目的としたセミナーを開催します。	12月上旬に磯子区役所7階会議室にて実施	40千円	55人 (推進員45人・一般10人)	15千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	磯子区地域振興課
42	地域	方向性2 方向性4	子ども消費生活セミナー	子どもたちを対象に、消費生活に関する問題についてセミナーを開催します。	8月2日に磯子公会堂集会室にて、区内小学生を対象に、横浜市消費生活総合センター職員が講師となる講義「今から知っておきたい契約のお話」と、磯子区消費生活推進員が講師となる工作教室「牛乳パックを再利用してコマを作ろう!」を実施	20千円	51人 (現推進員のみ)	15千円	○	◎	◎	-	○	◎	○	○	○	○	○	磯子区地域振興課
43	地域	方向性1 方向性2	区版いそご消費生活だより発行	広報紙「いそご消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。	1~2月に6,000部発行し、各自治会・町内会での回覧や、各施設での配架、各イベント参加者への配布を行う。	210千円	6,500部発行	124千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	磯子区地域振興課
44	地域	方向性1	広報紙の発行	悪質商法被害未然防止や環境に配慮した購買活動などの啓発、消費生活推進員活動の報告を目的とした広報紙を作成、配布する。	広報紙「あゆみ」13,000部を作成し、12,500部を自治会町内会で班回覧する。また、500部を地域振興課窓口にて配架する。	114千円	広報紙「あゆみ」12,600部を作成し、12,415部を自治会町内会で班回覧した。また、185部を地域振興課窓口にて配架した。	114千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	港北区地域振興課
45	地域	方向性2 方向性3	こうぼく消費者のつどい~消費者大学~の開催	区民を対象とした消費生活に関するイベントを開催し、消費者教育を推進する。	・港北区消費生活推進員の会によるエコ商品の展示販売や消費生活に関するパネル展示 ・横浜市消費生活センターとの共催による消費生活教室の開催	0円	・港北区消費生活推進員の会によるエコ商品の展示販売や消費生活に関するパネル展示 ・横浜市消費生活センターとの共催による消費生活教室の開催 (平成27年11月24日)	0円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	港北区地域振興課
46	地域	方向性2	消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法やエコな購買活動について学ぶ研修を行う。	持続可能な社会の実現をめざして~イオンの環境・社会の取り組み~(平成28年6月2日)	30千円	高齢者・障害者等見守り出前講座 ヨコハマ3R夢!講座 (平成27年7月24日)	30千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	港北区地域振興課
47	地域等	方向性5	環境事業推進委員による啓発活動	ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。 地域への情報提供を行う。等	・マイバッグ・マイボトル使用の呼びかけや、区民まつり等のイベントにおいて、リユース食器を使用するなど、ごみそのものを発生させない、リデュースの取組を行う。 ・生ごみの減量に向けた取組として、土壌混合合法や生ごみの水切り啓発を行う。 ・集積場所の改善や、早期啓発を行う。	22,728千円 (活動費:19,080千円)	環境事業推進委員数4,207名 ※啓発の回数等は各区で実施しているため未把握。	21,829千円 (活動費決算額:18,528千円)	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	資源循環局 環境創造局

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](領域で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	領域	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代				所管・関連			
									学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等		成人期 若者	成人期 成人一般	成人期 高齢期
48	地域	方向性2	環境に配慮した行動の推進	エコハマ3R夢プランに基づき、マイパックの使用等の環境に配慮した購買行動の推進や食品ロス削減に向けて、食材の無駄をなくす調理等のヒントを学ぶ講座や講演会への参加	①3R夢クッキング講座への参加(18区) ②3R夢クッキング講演会への参加(年6回)	①192千円 ②429千円	エコ・クッキング講座に鶴見区・中区・金沢区・瀬谷区の消費生活推進員が参加(各区1回の計4回開催)	538千円	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	資源循環局	
49	地域等	方向性1 方向性5	情報社会の消費者教育	情報リテラシーを取り扱う事業者団体やNPO法人等との連携を深め、情報に関する消費者教育の手法等について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	経済局 関係事業者団体 NPO法人 等	
50	地域等	方向性5	金融教育との連携	県金融広報委員会、日本FP協会等との連携により、金融教育を推進する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎	経済局
51	地域等	方向性5	法教育との連携	教育機関、弁護士会等との連携を深め、法教育の手法について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎	経済局 教育委員会事務局 横浜弁護士会 神奈川県司法書士会
52	地域等	方向性5	市民や企業と連携した地産地消の展開①	農家や農協、食農教育実践者への支援を行う。	・はまふうどコンシェルジュの育成・支援 ・直売ネットワークの活動支援 ・地産地消サポート店の活動支援 ・地産地消活動の発表と情報交換の場の設定(食と農のフォーラムなど)	4,058千円	○はまふうどコンシェルジュの育成・支援 ・講座の開催1回(連続5回講座) ・補助・奨励による活動支援22件 ○直売ネットワークの活動支援 ・研修会開催2回 ・地産地消サポート店との交流会実施1回 ○地産地消サポート店への活動支援 ・生産者との交流会実施1回 ○活動の発表と情報交換の場の設定 ・食と農のフォーラムの開催1回	2,574千円	-	◎	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	環境創造局
53	地域等	方向性1	泉区消費生活公開講演会	多様化する悪質商法等に関する備えに役立つ情報について、講師による講演会を実施し、消費者への注意喚起を図る。	平成28年9月7日実施予定。	0円	平成27年9月2日実施	0円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	泉区地域振興課
54	地域	方向性2 方向性4	消費生活推進員による地域での消費者啓発	消費生活推進員が地域で消費者被害未然防止などの消費生活に関する講座を様々な媒体や資料を活用しながら開催する。	・地区代表への事務費、旅費相当分の助成、区代表との連絡調整会議、段階的な研修の開催、消費生活の推進に功績のあった推進員への顕彰、委嘱式及び新任者研修の開催、地域に向けた情報発信支援、地区活動用の啓発教材・物品の購入及び開発、活動活性化モデル事業を行う。	8,179千円 【主な内訳】 ・活動活性化モデル事業 3,163千円 ・教材等購入・作成2,392千円 地区代表への助成918千円	・推進員数1,572人(地区数160地区) ・地域での消費者被害未然防止啓発講座開催回数 271回 ・年間地区活動回数842回 ・研修参加者数 1,748人 ・表彰者数27人 ・絵付きの○×クイズ及びシナリオを6種類作成し、14区役所へ配付 ・オリジナル事業:11区でイベント開催、活動事例集や啓発用グッズの作成	7,878千円	○	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	経済局 推進員制度運用区	
55	地域	方向性1 方向性4 方向性5	食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発	食の安全について、様々な機会を通して効果的な情報発信を行う。	①横浜市食品衛生協会と協力して、各区で「食中毒予防キャンペーン」を開催し、啓発チラシや啓発グッズ等を配付 ②「食の安全ヨコハマWEB」や「広報よこはま」での情報提供	①2,000千円	①食中毒予防キャンペーン:全24回、24,160人 ②「食の安全ヨコハマWEB」で監視指導結果や食中毒警報、記者発表資料等を掲載した。 ③新型ノロウイルス予防対策:啓発ステッカー10,000万枚作成	0円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	健康福祉局
				食品衛生に関する知識の向上のため、市民や食品等事業者を対象とした講習会、シンポジウム等を開催する。	①「食の安全を考えるシンポジウム」の開催 ②各区での意見交換会等の開催 ③市民や食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習会の開催	①142千円	①シンポジウム「健康食品を選ぶには?」(172人)、「ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう」(健康福祉局共催、82人) ②意見交換会:8回、232人 ③講習会:744回、36,897人	0円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	地域	方向性1	よこはまくらしナビの配布	よこはまくらしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会町内会に配付する。	よこはまくらしナビの配布。	0円	毎月(8月、12月は除く)、各自治会町内会に1部ずつ配布	-	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	保土ヶ谷区地域振興課
57	地域	方向性4	啓発教材の貸出	消費生活に関わる教材を、申請者に対して貸し出す。	消費生活に関するビデオ・DVD・紙芝居の貸出を行う。	0円	貸出実績なし	-	○	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	保土ヶ谷区地域振興課

平成28年度横浜市消費者教育推進計画(案)(領域で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	領域	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代				所管・関連			
									学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等		成人期	若者	成人一般
58	地域	方向性4	講演会「消費生活教室」の開催	講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。	日時:平成29年1月25日(水)13:30~15:30 会場:保土ヶ谷公会堂1号会議室 参加費:無料 定員:100名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	0円	日時:平成28年1月29日(金)13:30~15:30 会場:保土ヶ谷公会堂1号会議室 参加費:無料 定員:100名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	-	○	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	保土ヶ谷区地域振興課	
59	地域	方向性1	街頭啓発キャンペーン	消費生活に関する情報の周知のための街頭啓発キャンペーンの実施。	防犯キャンペーンと合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い、メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」の周知等を行う。	107千円	日時:平成27年12月15日(火) 場所:洪福寺松原商店街 テーマ:悪質商法にご注意!! 啓発物品:横浜市消費生活総合センター供給のティッシュ	106千円	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	保土ヶ谷区地域振興課
60	地域	方向性5	地域活動の担い手発掘に向けた情報共有	地域に根ざした関係機関との情報共有、連携を深めることにより、地域での見守りや消費者教育・啓発の担い手を拡充する。	・消費者教育推進地域協議会や消費者教育推進庁内連絡会(仮称)等の機会に関係機関等との情報交換を進めていく。	0円	・消費者教育推進地域協議会における情報交換(平成27年6月30日) ・消費者教育推進庁内連絡会における情報交換(平成27年8月18日)	-	○	◎	○	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 区・地区社会福祉協議会 地域包括支援センター 市内大学 等
61	地域	方向性1 方向性2 方向性5	【新規】消費者教育出前講座・講師養成セミナー	悪質商法によるトラブルの未然防止に向けた地域活動の推進を図るため、市関係部局と連携しながら、元消費生活推進員などを対象に、受講者の近隣地域で開催される出前講座の講師を担える人材を養成する。	・7月地域振興課長会で1名程度推薦依頼 ・10月~12月に2回(基本編・応用編/講座見学)実施	73千円			-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	横浜市消費生活総合センター
62	地域	方向性1 方向性2 方向性5	【新規】消費者被害防止・地域の担い手養成セミナー	身近な地域における消費者被害の防止に向けて、市関係部局と連携しながら、元消費生活推進員などを対象に、日常の地域活動のなかで高齢者の目線に立った、声かけや助言を担える人材として養成する。	・7月地域振興課長会で1名程度推薦依頼 ・11月に1回(消費者トラブルの窓口・担い手の役割・対応等)実施	8千円			-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	横浜市消費生活総合センター
63	地域	方向性1 方向性4	新成人に対する消費者教育・啓発	新有権者ダイレクトメール『はたちブック』に、新成人に対する消費者教育・啓発に関する記事を掲載する。	・市消費生活総合センターに掲載記事作成の協力を得て、若者をターゲットとする悪質商法への注意喚起や対処法などの消費者教育・啓発記事を掲載する。	35千円	・34,000部	35千円	○	◎	○	-	-	-	-	◎	◎	-	-	経済局 消費生活総合センター 選挙管理委員会
64	地域	方向性4	旭区消費者大学事業	学識経験者や専門家などを講師に招き、区民に向け、広く関心のあるテーマで啓発講座を実施。	管理栄養士を講師に迎え、安全な食品、環境にやさしい食品の選び方、食品表示の基礎知識等について、啓発講座を行う。	69千円	食品表示アドバイザーを講師に招き、安全な食品、健康的な食品、食品表示の知識等について、啓発講座を行った。	69千円	-	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	旭区地域振興課
65	地域	方向性2	消費生活推進員合同会議	地域で消費生活推進活動を活発に展開できるよう、消費生活推進員を全員を対象とした講義や活動報告会を行います。	年間2回実施 第1回目は8月24日に磯子公会堂集会室にて、総務局行政情報マネジメント課職員を講師に招き、マイナンバーに関する講義を実施 第2回は2月7日に磯子区役所7階会議室にて、活動報告会・意見交換会を行う。	30千円	50人 (現推進員のみ)	40千円	-	◎	○	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	磯子区地域振興課
66	地域	方向性2	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施します。	10月11日に東京ガス横浜ショールームにてエコクッキングの講座受講及び施設見学会を実施	0円	15人 (推進員のみ)	-	-	◎	○	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	磯子区地域振興課
67	地域	方向性4	【改編】消費生活協働促進事業	消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現に向けた取組を市内で活動する団体から募集。審査の結果、採択された団体と協働で市民向けの啓発事業を実施する。	消費者市民社会の実現に向けた取組をテーマに市民向けの講座やワークショップ等を下記の団体と協働で実施 ①NPO法人森ノオト ②NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ	(補助金) ①400千円 ②400千円	【消費者団体等協働促進事業審査評価部会】①一般社団法人かながわFP生活相談センター(講座:全5回) ②NPO法人FPネットワーク神奈川(相談:全27組) ③神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合(全15回) ④NPO法人横浜市まちづくりセンター(全15回)	(補助金) ①100千円 ②100千円 ③293千円 ④300千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	経済局



平成27年度をもって廃止した事業(領域別)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	領域	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代				所管・関連			
							学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等		成人期		
																若者	成人一般	高齢期
1	学校等	方向性5	簡易テスト指導教室(教員対象)	市内小中学校・高等学校で消費者教育に携わる教員を対象に、消費者教育で活用できる簡易なテスト方法を学び、知識を深めてもらうことを目的に開催。	【簡易テスト指導教室(教員対象)】 ・消費者教育に携わる小中高の教員対象 ・2回16人 ・「食品容器と環境問題」	25千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-	消費生活総合センター
2	地域等	方向性4 方向性5	食品表示・安全講座	食の安全や食品表示に対する正しい知識を啓発する講演会を開催。	・1回121人(平成28年1月) ・食の安全・安心のために、もっと表示を活用しよう～新しい食品表示法と機能性表示食品について～	676千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	消費生活総合センター
3	家庭	方向性4	夏休み子ども簡易テスト教室	小学生を中心に簡易な実験を通じて賢い消費者を育成するための教室を開催。	小学生中心の簡易な実験を通じて賢い消費者に育成するための教室を実施 ・「飲み物の甘さを調べてみよう!表示についても学ぼう!」(糖度計を用いた身近な飲み物の糖度測定、「カロリーオフ」「低糖」「無糖」などの表示や食品の表示について) ・2回35人	43千円	○	○	◎	-	-	◎	-	-	◎	◎	-	消費生活総合センター
4	家庭	方向性4	子ども消費生活セミナー	子どもを対象に、夏休み期間を活用し、消費生活に関する正しい知識を得てもらおうとともに賢い消費者を育成することを目的に、身近な事を題材にした教室を開催。	子ども(小学校3学年以上)及び保護者(希望の方)を対象に身近な事を題材にした教室を開催 ・2回38人(他に保護者18人) ・慶応大学のサークルと連携 ・第1部「漫才・落語で楽しく知ろう!決まりごと」、第2部「工作教室・飛び出せプロペラ!」の2部構成	125千円	○	○	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-	消費生活総合センター



平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](所管で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	所管・関連	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代								
									学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期				
																		若者	成人一般	高齢期	
1	経済局	方向性4	専門家派遣による親子金銭教育講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校へ派遣し、PTA活動などでの親子金銭教育出前講座を実施する。	・市立学校の学校単位の親子、区部PTA等を対象に専門家講師派遣による教育・啓発を実施する。 ・テーマ:おこづかいの使い方、買い物の仕方、インターネット・携帯電話利用の危険性等 ・5回計画	265千円	・3校 400人	113千円	◎	-	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-
2	経済局 教育委員会事務局	方向性4 方向性5	効果的な消費者教育教材の作成に向けた検討	教科別研究会などの場で、教育現場で活用しやすい教材について、意見交換をしながら教材開発を目指す。	・消費者教育用教材「消費者市民社会の一員として持続可能な社会を目指した『意思決定能力の育成』第2弾」の授業への活用の推進(市立中学校148校に配布)	0円	・消費者教育用教材「消費者市民社会の一員として持続可能な社会を目指した『意思決定能力の育成』第2弾」を協力して作成	981千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-	-	-
3	経済局	方向性5	専門家派遣による消費者教育教員研修	弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校及び高等学校教師による教科別研究会等に派遣する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小中学校、高等学校教科別研究会に専門家講師を派遣する。3回計画	165千円	・教科別研究会4回(小学校家庭科、小学校社会科、特別支援学校(進路担当者会))	111千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-	-	-
4	経済局 (公財)横浜市消費者協会 市内大学	方向性4	消費者行政インターンシップ	学生が大学で修得した学問と現場での実践との融合、応用についての理解を深め、学習効果の向上を図るとともに、消費者行政に対する理解を深めることを目的に、大学と協定を締結し、インターン生を受け入れる。	・消費者法を専攻している学生を受け入れる。 ・経済局で本市消費者行政全般にかかる概要の説明や啓発事業、教材開発などの企画の実習を行う。 ・(公財)横浜市消費者協会にて協業事業、消費生活総合センター業務補助等に従事し、消費生活相談や啓発講座等消費者行政の現場業務の実習を行う。	0円	・夏期(8~9月)受入れ2人	0円	◎	○	○	○	-	-	-	◎	-	-	-	-	-
5	経済局	方向性4	専門家派遣による出前講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校、高等学校及び特別支援学校へ派遣し、消費者教育に係る出前講座を実施する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小中学校、高等学校及び特別支援学校へ専門家講師を派遣し、消費者教育に関する講義を行う。20回計画	1,245千円	・小学校22回、中学校4回 ・テーマ:物や金銭の使い方等(小学校)、契約・消費者保護、消費者被害防止等(中学校)	1,685千円	◎	○	○	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-
6	経済局	方向性1 方向性4	啓発教材の配布	消費者教育に関するパンフレット等を市立小・中学校及び高等学校に配布する。	・市立小・中学校、高等学校及び特別支援学校へ教材を配布する。	2,310千円	・小学校 342校 中学校 148校 特別支援学校2校に配布	491千円	◎	-	○	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-
7	経済局	方向性1 方向性4	消費者教育ライブラリー	市内小・中学校、高等学校及び特別支援学校に消費者教育に関するビデオやDVD等を貸し出す。	・教材購入及び貸出を行う。 ・ビデオ156種類、CD-ROM9種類、DVD83種類、図書21種類、計269種類	60千円	・DVD5本追加 ・貸出実績:ビデオ・DVD80本	60千円	◎	-	-	-	-	○	○	-	◎	◎	-	-	-
8	経済局 区地域振興課	方向性2	地域活動実践力強化研修	地域における消費者市民社会についての啓発講座や情報提供、高齢消費者の見守り・啓発等を実施するとともに、地域団体や福祉関係団体等との連携・調整・コーディネート力をつけるための研修を実施し、地域活動実践力を身に付けた担い手を創出する。	・2区をモデル区として実施する。 ・地域の人口構成、歴史等の地域情報や自治会・町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、NPO等の地域活動状況、地域に入っていくための効果的な手法等の習得等、地域におけるコーディネータ的な活動にむけた実践力をつけるための研修を行う。 ・講師:地域活動コーディネーターや消費者団体	1,200千円 区への予算配付@600千円×2区	地域団体等との連携に向けた実践力を身につけるための研修を2区で実施。 ・磯子区 「磯子のまちで、つながろう!!」 ~「食」や「子ども」を“きっかけ”として~ほか ※対象:消費生活推進員、ヘルスメイト(参加者57人) ・瀬谷区 「地域のつながりをワンランクアップする」講座 ※対象:消費生活推進員、民生委員等(参加者80人)	268千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	
9	経済局 関係事業者団体 NPO法人等	方向性1 方向性5	情報社会の消費者教育	情報リテラシーを取り扱う事業者団体やNPO法人等との連携を深め、情報に関する消費者教育の手法等について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	-	-
10	経済局	方向性5	金融教育との連携	県金融広報委員会、日本FP協会等との連携により、金融教育を推進する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎	-	-
11	経済局 教育委員会事務局 横浜弁護士会 神奈川県司法書士会	方向性5	法教育との連携	教育機関、弁護士会等との連携を深め、法教育の手法について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎	-	-

平成28年度横浜市消費者教育推進計画【案】(所管で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	所管・関連	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代							
									学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																		若者	成人一般	高齢期
12	経済局 推進員制度運用区	方向性2 方向性4	消費生活推進員による地域での消費者啓発	消費生活推進員が地域で消費者被害未然防止などの消費生活に関する講座を様々な媒体や資料を活用しながら開催する。	・地区代表への事務費、旅費相当分の助成、区代表との連絡調整会議、段階的な研修の開催、消費生活の推進に功績のあった推進員への顕彰、委嘱式及び新任者研修の開催、地域に向けた情報発信支援、地区活動用の啓発教材・物品の購入及び開発、活動活性化モデル事業を行う。	8,179千円 【主な内訳】 ・活動活性化モデル事業 3,163千円 ・教材等購入・作成2,392千円 地区代表への助成918千円	・推進員数1,572人(地区数160地区) ・地域での消費者被害未然防止啓発講座開催回数271回 ・年間地区活動回数842回 ・研修参加者数 1,748人 ・表彰者数27人 ・絵付きの〇×クイズ及びシナリオを6種類作成し、14区役所へ配付 ・オリジナル事業:11区でイベント開催、活動事例集や啓発用グッズの作成	7,878千円	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
13	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 区・地区社会福祉協議会 地域包括支援センター 市内大学等	方向性5	地域活動の担い手発掘に向けた情報共有	地域に根ざした関係機関との情報共有、連携を深めることにより、地域での見守りや消費者教育・啓発の担い手を拡充する。	・消費者教育推進地域協議会や消費者教育推進庁内連絡会(仮称)等の機会に関係機関等との情報交換を進めていく。	0円	・消費者教育推進地域協議会における情報交換(平成27年6月30日) ・消費者教育推進庁内連絡会議における情報交換(平成27年8月18日)	0円	○	◎	○	-	○	○	○	○	○	○	◎	◎
14	経済局 消費生活総合センター 選挙管理委員会	方向性1 方向性4	新成人に対する消費者教育・啓発	新有権者ダイレクトメール『はたちブック』に、新成人に対する消費者教育・啓発に関する記事を掲載する。	・市消費生活総合センターに掲載記事作成の協力を得て、若者をターゲットとする悪質商法への注意喚起や対処法などの消費者教育・啓発記事を掲載する。	35千円	・34,000部	35千円	○	◎	○	-	-	-	-	◎	◎	-	-	
15	経済局	方向性4	消費生活協働促進事業	消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現に向けた取組を市内で活動する団体から募集。審査の結果、採択された団体と協働で市民向けの啓発事業を実施する。	消費者市民社会の実現に向けた取組をテーマに市民向けの講座やワークショップ等を下記の団体と協働で実施 ①NPO法人森ノオト ②NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ	(補助金) ①400千円 ②400千円	【消費者団体等協働促進事業審査評価部会】 ①一般社団法人かながわFP生活相談センター(講座:全5回) ②NPO法人FPネットワーク神奈川(相談:全27組) ③神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合(全15回) ④NPO法人横浜市まちづくりセンター(全15回)	(補助金) ①100千円 ②100千円 ③293千円 ④300千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
16	経済局	方向性2	【新規】 地域の担い手育成研修(民生委員・児童委員向け講師派遣)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員が主催する研修等に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を実施する。	・区又は地区民生委員児童委員協議会へ消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害に関する講座を行う。 ・内容は、対象者に併せて講師と調整をする。 ・18回計画	(報償費) 900千円			-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
17	経済局	方向性4 方向性5	【新規】 消費者市民社会啓発	家庭領域及び事業者を対象とした啓発用教材を関係者と意見交換しながら作成する。	家庭領域及び事業者を対象とした「消費者市民社会」啓発用教材を関係者と意見交換しながら作成する。	1,000千円			○	○	◎	◎	◎	-	-	◎	○	◎	◎	-
18	経済局	方向性1 方向性3	消費者教育ポータルサイトの周知、活用促進	高齢者や障害者への見守りを行う方や子育て中の方に対し、自学可能な教材等や情報が掲載されたポータルサイトの周知をおこなう。	・消費経済課ホームページへの掲載 ・掲載可能な媒体の調査及び調整	0円	・消費経済課のホームページに掲載中(26年度実施) →27年度に市ホームページリニューアル後に周知、活用促進を掲載する予定が、リニューアルが遅れたため未実施。	0円	○	○	◎	-	◎	○	○	○	○	○	○	○
19	経済局	方向性1 方向性4	子どもの安全に関する情報の周知	「子どもを事故から守る!プロジェクト」(消費者庁)の周知を図る。 「子ども安全メールfrom消費者庁」の周知を図る。 子どもにも関わる重大事故、注意喚起情報を発信する。	安全情報、注意喚起情報に関する情報をホームページで発信する。	0円	・経済局ホームページ内「消費者のくらし・消費生活相談」トピックス欄から、子どもに関する注意喚起情報へのリンク貼付け。 ・「子どもにより医薬品の誤飲事故に注意しましょう!」(平成27年12月24日、消費者庁注意喚起へのリンク) ・「遊具による子供の事故に御注意ください」(平成28年2月23日、消費者庁注意喚起へのリンク)	0円	-	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20	経済局 関係事業者団体 NPO法人等	方向性4 方向性5	職域との連携強化	事業者団体等との連携を深め、企業による消費者教育、従業員に対する消費者教育を推進する。	・商工会議所等関係機関との情報交換、共有による掘り起し。 ・消費生活推進員対象の研修への市職員受講呼びかけ	0円	・平成27年度消費者力向上カレッジ(横浜市消費生活推進員スキルアップ研修) 28人	0円	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](所管で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接の対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	所管・関連	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代							
									学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																	若者	成人一般	高齢期	
21	消費生活総合センター	方向性1 方向性2 方向性3	【改編】 消費生活情報よこはま暮らしナビ 「月次相談レポート」	相談事例をコンパクトにまとめ、タイムリーに広く地域等へも配布	・毎月25日、11,000部作成・配布 ・区役所、学校、高齢者利用施設等に配布 ・各区の自治会・町内会へ21,000部配布(掲示板に掲示等)	1,510千円			◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎	
22	消費生活総合センター	方向性1 方向性2 方向性3 方向性4	【改編】 消費生活情報よこはま暮らしナビ 「増刊号」	相談事例をコンパクトにまとめ、タイムリーに広く地域等へも配布	・季刊(年4回)25日、11,000部作成・配布 ・区役所、学校、高齢者利用施設等に配布	1,489千円			◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎	
23	消費生活総合センター	方向性4 方向性5	【新規】 消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育講演会を実施する。	9月21日金沢公会堂多目的室で開催	783千円			◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	
24	消費生活総合センター	方向性1 方向性3	資料展示事業	市民向けの消費者教育関係図書・資料・DVD、展示パネルなど消費生活に関する資料等を充実させ、展示・閲覧・貸出をする。	・消費者教育関連図書の充実	749千円		810千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
25	消費生活総合センター	方向性1 方向性4	若者向け消費者啓発	若者向け媒体(情報紙等)等を利用した悪質商法手法などの啓発を行う。	・高校生新聞などに、対象年代に応じた悪質商法未然防止に関する啓発記事・広告を掲載する。	801千円		540千円	◎	◎	○	-	-	-	-	◎	◎	-	-	
26	消費生活総合センター	方向性1	啓発用ポスター・リーフレットの配布(若者向け)	悪質商法被害未然防止を図ることを目的に啓発用ポスター・パンフレット等を作成し、市内高等学校に配布する。	・関東甲信越ブロック(10都県、6政令市、(独)国民生活センター)悪質商法被害防止キャンペーンの一環として作成した啓発用ポスター、リーフレット等を高等学校、大学等に配布する。 ・ポスター200枚、リーフレット16,000枚作成 ・契約のきりふだ(若者編)を作成し、出前講座等で活用する。	その他の啓発資料やグッズ作成と一括で計上		その他の啓発資料やグッズ作成と一括で計上	◎	○	○	-	-	-	◎	-	-	-	-	
27	消費生活総合センター	方向性4	出前講座(大学等)	大学の新生オリエンテーションなどの開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣します。	【出前講座(大学等)】 ・新生オリエンテーションへの講師派遣	出前講座で一括で計上		出前講座(地域団体等)に一括で計上	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	
28	消費生活総合センター	方向性1 方向性4	小中学校向け消費者トラブル事例情報提供事業	子供たちの消費者トラブルを未然に防止するため、子供たちに実際に起こっている事例等を学校に紹介し、注意喚起等の活用を促進する。	・トラブル事例情報のデータを教育委員会事務局を通じて、各学校へ提供(4回)	0円		0円	◎	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	
29	消費生活総合センター	方向性1	情報収集・提供事業(デジタル情報)	①ホームページのリニューアル ②メールマガジン配信 ③SNSの開設	①ホームページのリニューアル 相談事例の充実、どのような媒体からも見やすいホームページに改修し、オンラインでの啓発を考慮したコンテンツを充実 ②③情報発信 メールマガジンやSNSにより、事例紹介及び講座案内等を配信	3,495千円		1,160千円	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
30	経済局 消費生活総合センター	方向性2 方向性3 方向性4	出前講座(地域団体等)	消費生活推進員や自治会・町内会などが開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣します。	【出前講座】 ・被害未然防止と早期解決を図る地域団体、区役所等への講師派遣	出前講座で一括で計上		161千円 (出前講座分を一括で計上)	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
31	消費生活総合センター	方向性3	高齢者利用施設への講師派遣	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣します。	【高齢者利用施設への講師派遣】 ・地域ケアプラザ等主催	出前講座で一括で計上		出前講座(地域団体等)に一括で計上	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	

平成28年度横浜市消費者教育推進計画【案】(所管で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	所管・関連	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代						
									学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																	若者	成人一般	高齢期
32	消費生活総合センター	方向性5	【改編】 簡易テスト実習	テスト室の機材等を活用したテスト実習を、参加者の主体的な活動と共同に基づく運営で実施する。	・テスト・実習室の施設・設備を活用して、各種商品の成分などへの関心と知識を深める実習を開催(2回)	88千円	【簡易テスト教室】 ・8回180人 ・「身近な衣類の素材について知ろう!」「簡単・エコなそうじ術」等	441千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
33	消費生活総合センター	方向性1 方向性3	啓発資料等作成事業(高齢者向け)	高齢者向けリーフレットを作成し、配布する。	・高齢者向けリーフレットを作成し、出前講座やシニア大学を通じて配布する。 ・関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止キャンペーン参加によるポスター、リーフレットを作成し市内の11病院等に配布する。 ・契約のきりふだ(高齢者編)を作成し、出前講座用で活用する。	その他の啓発資料やグッズ作成と一括で計上 印刷製本費、事務費	【消費者被害未然防止啓発】 ・契約のきりふだ(高齢者編)5,000部作成、出前講座用で活用 ・高齢者向けリーフレット(A4判見開き)10,000部作成、市内の11病院に配布 ・「関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン」に参加し、「どうしたの?その一声から始めよう。」ポスター200枚、リーフレット16,000部作成し、地域ケアプラザ等に配布	その他の啓発資料やグッズ作成と一括で計上	-	◎	◎	-	-	-	-	-	○	○	◎
34	消費生活総合センター 共催区役所 消費者団体等	方向性4 方向性5	消費生活教室	消費生活上の安全・安心の確保に加え、消費者市民社会の形成に向けたコースも新設し、区との連携・共催により確かな情報と知識を学ぶ教室を開催する。	・区との共催で10回実施(インターネット・携帯電話の落とし穴、消費者市民社会とエシカル消費、健康食品と機能性表示食品等)	441千円	・12回(区との共催10)実施 ・1,940人 ・防犯対策、浄水場の施設見学会、暮らしの中のカビ毒、携帯電話・インターネットの落とし穴等	584千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
35	消費生活総合センター 市老人クラブ連合会 ウイリング横浜	方向性4	講師派遣事業(シニア大学・ウイリング横浜)	①高齢者層への悪質商法被害防止講演会を行う。 ②高齢者や障害者と接する福祉従事者への啓発を行う。	①市老人クラブ連合会が各区で開催するシニア大学へ講師を派遣する。 ②ウイリング横浜が実施する福祉従事者向け研修プログラム内で、見守る立場への講座へ講師を派遣する。	185千円 (公益財団法人横浜市老人クラブ連合会からの負担金収入あり)	【悪質商法被害未然防止講座】 ①18回、767人(負担金収入90千円) ②9回、317人	7千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎
36	消費生活総合センター 区・地区社会福祉協議会	方向性3	地域に根ざした高齢者向け消費者啓発	きめ細かい高齢者啓発を目指し、日常的に地域で高齢者と接している各区(地区)社会福祉協議会あてに「悪質商法に注意しよう」「何かあったらセンターに相談しよう」の2点を呼びかける啓発物を配布し、注意喚起します。	引き続き対応	0円	見守りガイドブック、シール等作成 区社会福祉協議会へ計約1,890部配布	328千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	○	○	◎
37	消費生活総合センター	方向性1 方向性2 方向性5	【新規】消費者教育出前講座・講師養成セミナー	悪質商法によるトラブルの未然防止に向けた地域活動の推進を図るため、市関係部局と連携しながら、元消費生活推進員などを対象に、受講者の近隣地域で開催される出前講座の講師を担える人材を養成する。	・7月地域振興課長会で1名程度推薦依頼 ・10月～12月に2回(基本編・応用編/講座見学)実施	73千円			-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎
38	消費生活総合センター	方向性1 方向性2 方向性5	【新規】消費者被害防止・地域の担い手養成セミナー	身近な地域における消費者被害の防止に向けて、市関係部局と連携しながら、元消費生活推進員などを対象に、日常の地域活動のなかで高齢者の目線に立った、声かけや助言を担える人材として養成する。	・7月地域振興課長会で1名程度推薦依頼 ・11月に1回(消費者トラブルの窓口・担い手の役割・対応等)実施	8千円			-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎
39	消費生活総合センター	方向性4	出前講座(企業等)	企業の新入社員研修等へ講師を派遣します。(有料)	【出前講座(企業等)】 ・新入社員研修等への講師派遣(有料)	出前講座で一括で計上	【出前講座(企業等)】 ・新入社員研修等への講師派遣 ・4回106人(負担金収入48千円)	出前講座(地域団体等)に一括で計上	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	-
40	(公財)横浜市消費者協会	方向性4 方向性5	大学等との連携	市内大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発・教育を実施する。	市内大学との連携による ①若者目線と感性を活かした効果的な若者向け消費者啓発物作成・配布 ②効果的な若者向け消費者啓発・教育の実施	115千円	・専門学校学生のデザイン協力を得た若者向け啓発 ・横浜市立大学の学生課との協働による情報誌への啓発情報掲載 「金沢HAKKEN」17号(平成27年10月)、18号(平成28年3月) ・4大学の新生入りオリエンテーションでの若者向け啓発講座(出前講座)(再掲) ・関東学院大、東京都大と連携し学生支援課等の窓口で啓発物の配置・配布	196千円	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-
41	(公財)横浜市消費者協会	方向性1	街頭キャンペーン	街頭で広く消費者啓発活動を実施する。	消費者市民社会の形成という視点も盛り込んだ啓発活動を消費生活相談員や消費者団体と連携して実施する。	784千円	・平成28年3月4日横浜駅東口新都市プラザにて「正しい計量啓発キャンペーン」と共同開催 ・港南区、栄区、鶴見区の消費生活推進員による地域活動の展示や消費生活川柳表彰展示コーナー等を設置 ・啓発ポケットティッシュ8,500個他啓発資料等の配布	1,062千円	-	-	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](所管で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的对象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	所管・関連	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代							
									学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																	若者	成人一般	高齢期	
42	中区地域振興課	方向性2	エコ・食・暮らし安心風土広め隊	暮らし(消費生活)に関する区民の関心を高め、各家庭や地域での取組みを盛り上げることにより、区民自らが「未来を見据えた賢い暮らしの行動を選択」する安心風土の醸成を図ります。	①消費生活推進員の育成 ②消費生活推進員による地区活動への支援 ③消費生活推進員啓発事業への支援	860千円	①地区代表会議開催(10回、146名) ②地区活動への啓発物品の提供、啓発教材の貸出し(適宜) ③暮らしのセミナー開催 ・クーリング・オフ制度について(16名) ・エコ料理セミナー(34名) ・健康食品について(70名) 区民祭りでの啓発活動(443名) ・エコな取組の推進 ・悪質商法の啓発活動 消費生活展・善意バザー(400名) ・推進員の活動紹介 情報誌の発行(4,000部) ・クーリング・オフ制度について ・推進員の活動紹介	857千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
43	保土ヶ谷区地域振興課	方向性1	よこはま暮らしナビの配布	よこはま暮らしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会町内会に配付する。	よこはま暮らしナビの配布。	0円	毎月(8月、12月は除く)、各自治会町内会に1部ずつ配布	0円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
44	保土ヶ谷区地域振興課	方向性4	啓発教材の貸出	消費生活に関わる教材を、申請者に対して貸し出す。	消費生活に関するビデオ・DVD・紙芝居の貸出を行う。	0円	貸出実績なし	0円	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
45	保土ヶ谷区地域振興課	方向性4	講演会「消費生活教室」の開催	講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。	日時:平成29年1月25日(水)13:30~15:30 会場:保土ヶ谷公会堂1号会議室 参加費:無料 定員:100名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	0円	日時:平成28年1月29日(金)13:30~15:30 会場:保土ヶ谷公会堂1号会議室 参加費:無料 定員:100名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	0円	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
46	保土ヶ谷区地域振興課	方向性1	街頭啓発キャンペーン	消費生活に関する情報の周知のための街頭啓発キャンペーンの実施。	防犯キャンペーンと合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い、メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」の周知等を行う。	107千円	日時:平成27年12月15日(火) 場所:洪福寺松原商店街 テーマ:悪質商法にご注意!! 啓発物品:横浜市消費生活総合センター供給のティッシュ	106千円	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
47	旭区地域振興課	方向性4	旭区消費者大学事業	学識経験者や専門家などを講師に招き、区民に向け、広く関心のあるテーマで啓発講座を実施。	管理栄養士を講師に迎え、安全な食品、環境にやさしい食品の選び方、食品表示の基礎知識等について、啓発講座を行う。	69千円	食品表示アドバイザーを講師に招き、安全な食品、健康的な食品、食品表示の知識等について、啓発講座を行った。	69千円	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
48	磯子区地域振興課	方向性2 方向性4	子ども消費生活セミナー	子どもたちを対象に、消費生活に関する問題についてセミナーを開催します。	8月2日に磯子公会堂集会室にて、区内小学生を対象に、横浜市消費生活総合センター職員が講師となる講義「今から知っておきたい契約のお話」と、磯子区消費生活推進員が講師となる工作教室「牛乳パックを再利用してコマを作ろう!」を実施	20千円	51人 (現推進員のみ)	15千円	○	◎	◎	-	○	◎	○	○	○	○	○	○
49	磯子区地域振興課	方向性1 方向性2	得トク生活フェスタ	パネル展示や実演会、地元野菜の販売等を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信します。	11月3日に磯子区役所1F区民ホールにて実施	25千円	来場者1,900人 (他のイベントと同時開催し、共通の人数となっています。)	23千円	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
50	磯子区地域振興課	方向性2 方向性4	磯子暮らしのセミナー	消費者(区民)の意識啓発を目的としたセミナーを開催します。	12月上旬に磯子区役所7階会議室にて実施	40千円	55人 (推進員45人・一般10人)	15千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
51	磯子区地域振興課	方向性1 方向性2	区版いそご消費生活だより発行	広報紙「いそご消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。	1~2月に6,000部発行し、各自治会・町内会での回覧や、各施設での配架、各イベント参加者への配布を行う。	210千円	6,500部発行	124千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
52	磯子区地域振興課	方向性2	消費生活推進員合同会議	地域で消費生活推進活動を活発に展開できるよう、消費生活推進員を全員を対象とした講義や活動報告会を行います。	年間2回実施 第1回目は8月24日に磯子公会堂集会室にて、総務局行政情報マネジメント課職員を講師に招き、マイナンバーに関する講義を実施 第2回は2月7日に磯子区役所7階会議室にて、活動報告会・意見交換会を行う。	30千円	50人 (現推進員のみ)	40千円	-	◎	○	-	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
53	磯子区地域振興課	方向性2	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施します。	10月11日に東京ガス横浜ショールームにてエコクッキングの講座受講及び施設見学会を実施	0円	15人 (推進員のみ)	0円	-	◎	○	-	○	○	○	○	○	◎	◎	◎

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](所管で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	所管・関連	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代						
									学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																	若者	成人一般	高齢期
54	港北区地域振興課	方向性1	広報紙の発行	悪質商法被害未然防止や環境に配慮した購買活動などの啓発、消費生活推進員活動の報告を目的とした広報紙を作成、配布する。	広報紙「あゆみ」13,000部を作成し、12,500部を自治会町内会で班回覧する。また、500部を地域振興課窓口にて配架する。	114千円		114千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
55	港北区地域振興課	方向性2 方向性3	こうぼく消費者のつどい～消費者大学～の開催	区民を対象とした消費生活に関するイベントを開催し、消費者教育を推進する。	・港北区消費生活推進員の会によるエコ商品の展示販売や消費生活に関するパネル展示 ・横浜市消費生活センターとの共催による消費生活教室の開催 (平成27年11月24日)	0円		0円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎
56	港北区地域振興課	方向性2	消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法やエコな購買活動について学ぶ研修を行う。	持続可能な社会の実現をめざして～イオンの環境・社会の取り組み～(平成28年6月2日)	30千円		30千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
57	緑区地域振興課	方向性2 方向性3	消費者被害未然防止啓発	消費生活推進員による地域での啓発活動	桜まつりや夏祭りなどの地域のイベントで、ブースを設けて悪質商法未然防止の啓発をしたり、高齢者のお食事会の席で、紙芝居や替え歌などを使って振り込め詐欺未然防止啓発など	550千円		550千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	○	◎
58	泉区地域振興課	方向性1	泉区消費生活公開講演会	多様化する悪質商法等に関する備えに役立つ情報について、講師による講演会を実施し、消費者への注意喚起を図る。	平成28年9月7日実施予定。	0円		0円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	泉区地域振興課	方向性2	施設見学会	消費生活推進員を対象に、消費生活の向上に資する施設の見学を行い、学んだ知識を地域へ還元する。	平成28年6月29日実施済。	100千円		100千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	○	-
60	温暖化対策統括本部	方向性5	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)	『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政が実施する環境・地球温暖化問題に関する様々な学びの場を、「YES」という統一ブランドで全市のムーブメントに広げようとする市民参加型プロジェクトを展開する。	・YES講座の実施、支援(協働パートナー、FMラジオ、大学、図書館、区役所連携等) ・広報(ホームページ、パンフレット等)	11,445千円		0円	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	
61	国際局 経済局 (公財)横浜市国際交流協会、ITTO(国際熱帯木材機関)、FAO(国際連合食糧農業機関)駐日連絡事務所、JICA(国際協力機構)等	方向性5	国際理解教育との連携	市内に所在する国際関係機関との連携を深め、在住外国人に対する消費者啓発の手法について検討する。	夏休み企画展示「Harambee AFRICA」ともにつくる「アフリカの未来」や「よこはま国際フェスタ2016」等のイベントにおいて国際機関による市民向けの展示・ワークショップ等を実施	0円		0円	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
62	こども青少年局	方向性4	食育推進事業(こども青少年局)	保育所等に、食育推進計画の策定及び実施を推進する。 給食だよりや、市ウェブサイトで保育所等の給食メニューを紹介することにより、家庭へ食育の啓発を行う。	・保育所等における食育推進計画の策定及び実施の推進 ・給食だよりや市ウェブサイトを使った保育所等の給食メニューの紹介による食育の啓発を行う。	食育定例研修会 ・食育研修会 講師謝金 60千円 ・調理実習 講師謝金 44千円		食育研修会 ・保育所見学会 実施日:11月5、10、12、17日 参加者数:48人 ・調理実習 実施日:2月24日 参加者数:25人	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	○	-
63	健康福祉局	方向性1 方向性4 方向性5	食育推進事業(健康福祉局)	食育推進計画に基づき、啓発及び事業の推進を行います。	・よこはま食育イベント(3回) ・親子DE食育 ・横浜農業の彩典(5/28,29) ・かながわ食育フェスタへの出展(7/28)	3,242千円		3,648千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](所管で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的对象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	所管・関連	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代								
									学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期				
																		若者	成人一般	高齢期	
64	健康福祉局	方向性1 方向性4 方向性5	食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発(その1)	食の安全について、様々な機会を通して効果的な情報発信を行う。	①横浜市食品衛生協会と協力して、各区で「食中毒予防キャンペーン」を開催し、啓発チラシや啓発グッズ等を配付 ②「食の安全ヨコハマWEB」や「広報よこはま」での情報提供	①2,000千円	①食中毒予防キャンペーン:全24回、24,160人 ②「食の安全ヨコハマWEB」で監視指導結果や食中毒警報、記者発表資料等を掲載した。 ③新型ノロウイルス予防対策:啓発ステッカー10,000万枚作成	0円	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
65			食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発(その2)	食品衛生に関する知識の向上のため、市民や食品等事業者を対象とした講習会、シンポジウム等を開催する。	①「食の安全を考えるシンポジウム」の開催 ②各区での意見交換会等の開催 ③市民や食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習会の開催	①142千円	①シンポジウム 「健康食品を選ぶには?」(172人)、「ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう」(健康福祉局共催、82人) ②意見交換会:8回、232人 ③講習会:744回、36,897人	0円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66	環境創造局 温暖化対策統括本部 資源循環局 道路局 建築局 水道局	方向性4 方向性5	環境教育出前講座(その1)	生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、3R等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【環境創造局】 ・ヨコハマ・エコ・スクールの枠組みを活用し、地域・学校を対象に生物多様性や環境全般について学ぶ場を提供する。	390千円	参加人数 8,895人	444千円	◎	◎	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
67			環境教育出前講座(その2)	生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、4R等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【水道局】 ・各水道事務所では、水道事業への信頼や理解を深めていただくため、区民まつりなどの各種イベントに参加するとともに、地域の特性に合わせたイベントを企画・実施し、水道局のPRを行います。 ・小学校4年生の社会科の授業の一環として、水道への興味と一層の理解を深めてもらうことと、水道水の安全性や水質の良さを理解してもらうことを目的として、出前水道教室及び出前水道講座を実施しています。	500千円	水道出前教室 開催回数 171回 参加者数 15,212人 出張出前講座 開催回数 21回 参加者数 1,783人 合計 開催回数 192回 参加者数 16,995人	300千円	◎	◎	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
68			環境教育出前講座(その3)	生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、5R等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【資源循環局】 ・保育園、幼稚園、小中学校を対象とした出前講座の実施	0円	・出前講座実施校数:228校	0円	◎	◎	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
69	環境創造局	方向性4	市民や企業と連携した地産地消の展開②	小学生を対象に、地産地消及び食育に関する理解を深めてもらう。	はま菜ちゃん料理コンクール実施	675千円	はま菜ちゃん料理コンクール実施1回	305千円	◎	-	○	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-
70	環境創造局	方向性5	市民や企業と連携した地産地消の展開①	農家や農協、食農教育実践者への支援を行う。	・はまふんどコンシェルジュの育成・支援 ・直売ネットワークの活動支援 ・地産地消サポート店の活動支援 ・地産地消活動の発表と情報交換の場の設定(食と農のフォーラムなど)	4,058千円	○はまふんどコンシェルジュの育成・支援 ・講座の開催1回(連続5回講座) ・補助・奨励による活動支援22件 ○直売ネットワークの活動支援 ・研修会開催2回 ・地産地消サポート店との交流会実施1回 ○地産地消サポート店への活動支援 ・生産者との交流会実施1回 ○活動の発表と情報交換の場の設定 ・食と農のフォーラムの開催1回	2,574千円	-	◎	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	
71	資源循環局	方向性4 方向性5	環境行動を実践する人づくり	環境学習の充実・強化を図る。取組方針を設定し、PRを行う。地域との連携を強化する。	①3R夢学習副読本の配付 ②ヨコハマ3R夢!ポスターコンクールの実施 ③子ども向け環境学習ホームページ「イーオタウン」の運営	①4,107千円 ②418千円 ③360千円	①制作部数:35,700部 ②応募総数:1,380点 ③アクセス数:5,086アクセス	①1,997千円 ②223千円 ③265千円	◎	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	
72	資源循環局	方向性1 方向性4 方向性5	ごみ・環境情報の積極的な提供	市民・事業者へのわかりやすい情報提供を推進する。様々な機会や媒体を活用した効果的な広報・啓発活動を行う。事務所・工場等の啓発機能の充実・強化を図る。地域特性や対象者(若者、外国人、高齢者等)に合わせた啓発を推進する。	①市民向け啓発パンフレット「きれいなまちに」の制作 ②交通広告を活用した広報 ③地域情報紙等を活用した広報 ④市民向けパンフレット・リーフレット「ごみと資源の分け方・出し方」	①740千円 ②1,000千円 ③1,350千円 ④5,392千円	①発行部数:10,000部(平成28年3月末時点) ②地下鉄、バス等広告枠(10月~11月に掲出) ③タウンニュースへの記事掲載(平成28年1月、2月、3月) ④パンフレット発行部数:355,100部(日本語版:340,000部、外国語版:15,000部、点字版:100部)リーフレット発行枚数:300,000部	①256千円 ②999千円 ③2,354千円 ④パンフレット:7,916千円(日本語版:7,223千円、外国語版:664千円)点字版:29千円 リーフレット:957千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
73	資源循環局	方向性1 方向性4 方向性5	地域に密着した情報発信等	身近な場所での情報提供の充実を図る。情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化を図る。	・主に小中学生を対象とした工場見学会の実施	0円	-	0円	◎	○	◎	-	○	◎	○	○	○	○	○	○	

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](所管で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的对象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあてられないもの

No.	所管・関連	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代								
									学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期				
																		若者	成人一般	高齢期	
74	資源循環局	方向性2	環境に配慮した行動の推進	ヨコハマ3R夢プランに基づき、マイバックの使用等の環境に配慮した購買行動の推進や食品ロス削減に向けて、食材の無駄をなくす調理等のヒントを学ぶ講座や講演会への参加	①3R夢クッキング講座への参加(18区) ②3R夢クッキング講演会への参加(年6回)	①192千円 ②429千円	エコ・クッキング講座に鶴見区・中区・金沢区・瀬谷区の消費生活推進員が参加(各区1回の計4回開催)	538千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
75	資源循環局 環境創造局	方向性5	環境事業推進委員による啓発活動	ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。 地域への情報提供を行う。等	・マイバック・マイボトル使用の呼びかけや、区民まつり等のイベントにおいて、リユース食器を使用するなど、ごみそのものを発生させない、リデュースの取組を行う。 ・生ごみの減量に向けた取組として、土壌混合法や生ごみの水切り啓発を行う。 ・集積場所の改善や、早期啓発を行う。	22,728千円 (活動費:19,080千円)	環境事業推進委員数4,207名 ※啓発の回数等は各区で実施しているため未把握。	21,829千円 (活動費決算額:18,528千円)	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
76	資源循環局 教育委員会事務局	方向性1 方向性4 方向性5	食品ロス削減に向けた普及・啓発(その1)	食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る	①市内イベントでの啓発ブース出展	0円	①市内イベントでの啓発ブース出展 ・第8回神奈川食育フェスタ(平成27年7月28日) ・子どもアドベンチャー(平成27年8月18日、19日)	0円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
食品ロス削減に向けた普及・啓発(その2)			食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る	②広報啓発物(ちらし、横断幕、啓発物品)の制作	②556千円	②チラシ発行枚数:62,000枚 動画制作 啓発物品制作数:20,000セット	②1,438千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
食品ロス削減に向けた普及・啓発(その3)			食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る	③・食べきり協力店事業についてHPでの情報提供。・フードコートで使用しているトレイに食べ残し削減に向けた啓発用シールを貼付でのPR活動の実施。	③約330千円	③食べきり協力店 登録店舗数:686店舗	390千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
79	教育委員会事務局	方向性4 方向性5	教職員向け消費者教育セミナーの実施	特別支援学校教員を対象に、家計管理や巻き込まれやすい金融トラブルの仕組みと対処法についてのセミナーを実施する。	・特別支援学校の教員向けに、YYネット上の障害児向け消費者教育のページの内容や活用方法について周知するための研修講座を実施する。	0円	・経済局、健康福祉局、教育委員会の3局が連携して行った出前講座 ・特別支援学校における消費者教育研修1回(進路担当者)	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
80	教育委員会事務局	方向性4	食育推進計画に基づく市立学校での食育	市内産野菜の小学校給食での活用など、市立学校における食育計画を作成し推進する。	1 市内産農産物の一斉供給 2 学校における食育推進計画の策定 3 横浜マリノスによる食育教室	4,241千円	1 市内産農産物の一斉供給 2 「食育たより」の発行(年3回) 3 スーパー食育スクールの実施(名瀬小)(文部科学省委託事業) 4 横浜マリノスによる食育教室	8,876千円	◎	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	
81	教育委員会事務局 経済局	方向性1 方向性3 方向性4	障害のある幼児児童生徒への効果的な消費者教育教材の作成に向けた検討	特別支援学校等での活用・実践を踏まえ、障害特性や発達段階に応じた効果的な教材について、意見交換しながら教材の開発を目指す。	・横浜市教育委員会のイントラネット上に障害児向け消費者教育の教材、出前講座などの情報を掲載したページを作り、特別支援学校等が、在籍生徒の状況に合わせて活用できるようにする。	0円	①経済局、健康福祉局、教育委員会の3局が連携して行った出前講座 ・特別支援学校(高等部)1回 ・参加人数:14人 ・テーマ:クレジットカード、連帯保証契約、マルチ商法、まとめ(解決ポイント、相談窓口) ②消費生活総合センター、健康福祉局、教育委員会が連携して行った出前講座 ・特別支援学校(高等部)1回 ・参加人数:23人 ・テーマ:クレジットカード、ワンクリック詐欺、キャッチセールス、デパート商法 ③特別支援学校進路担当者より、在籍中・卒業後の消費者トラブルについて事例を収集するとともに、障害のある生徒への消費者教育のプログラムや教材について検討した。	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
82	交通局	方向性4 方向性5	交通安全教室	交通局は、警察や区役所と連携し、高齢者を対象とした交通安全に関する啓発活動を行っているほか、小学校や地域のイベント等に参加し、実際のバスを使用した運転席から見る死角体験や車いす・高齢者疑似体験を行う交通安全教室など、地域の皆様と連携した取り組みを行っています。	霧が丘小学校(運輸課・若葉台営業所) 高齢者交通安全教室(運輸課) その他	850千円	・学校関係の交通安全教室 15件 ・地域の親子を対象とした交通安全教室 7件 ・区民イベントでの死角体験教室 1件 ・警察署と共催した交通安全教室 1件 ・障がい者・中途障害者関連の交通安全教室 9件 ・高齢者交通安全教室 1件	0円	◎	◎	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	◎	

平成27年度をもって廃止した事業(所管別)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的对象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	所管・関連	領域	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代						
								学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
1	消費生活総合センター	学校等	方向性5	簡易テスト指導教室(教員対象)	市内小中学校・高等学校で消費者教育に携わる教員を対象に、消費者教育で活用できる簡易なテスト方法を学び、知識を深めてもらうことを目的に開催。	【簡易テスト指導教室(教員対象)】 ・消費者教育に携わる小中高の教員対象 ・2回16人 ・「食品容器と環境問題」	25千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-
2	消費生活総合センター	地域等	方向性4 方向性5	食品表示・安全講座	食の安全や食品表示に対する正しい知識を啓発する講演会を開催。	・1回121人(平成28年1月) ・食の安全・安心のために、もっと表示を活用しよう～新しい食品表示法と機能性表示食品について～	676千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
3	消費生活総合センター	家庭	方向性4	夏休み子ども簡易テスト教室	小学生を中心に簡易な実験を通じて賢い消費者を育成するための教室を開催。	小学生中心の簡易な実験を通じて賢い消費者に育成するための教室を実施 ・「飲み物の甘さを調べてみよう！表示についても学ぼう！」(糖度計を用いた身近な飲み物の糖度測定、「カロリーオフ」「低糖」「無糖」などの表示や食品の表示について) ・2回35人	43千円	○	○	◎	-	-	◎	-	-	◎	◎	-
4	消費生活総合センター	家庭	方向性4	子ども消費生活セミナー	子どもを対象に、夏休み期間を活用し、消費生活に関する正しい知識を得てもらおうとともに賢い消費者を育成することを目的に、身近な事を題材にした教室を開催。	子ども(小学校3学年以上)及び保護者(希望の方)を対象に身近な事を題材にした教室を開催 ・2回38人(他に保護者18人) ・慶応大学のサークルと連携 ・第1部「漫才・落語で楽しく知ろう！決まりごと」、第2部「工作教室・飛び出せプロペラ！」の2部構成	125千円	○	○	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-







平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](方向性の柱で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度の取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代				所管・関連				
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等		成人期			
																	若者	成人一般	高齢期	
22	方向性1 方向性4	若者向け消費者啓発	若者向け媒体(情報紙等)等を利用した悪質商法手法などの啓発を行う。	・高校生新聞などに、対象年代に応じた悪質商法未然防止に関する啓発記事・広告を掲載する。	801千円	・県内の全高校生へ配付される高校生新聞「H!P」にネットトラブルに関する記事等を掲載(平成27年12月4日発行、210,000部)	540千円	◎	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	—	消費生活総合センター	
23	方向性1 方向性4	啓発教材の配布	消費者教育に関するパンフレット等を市立小・中学校及び高等学校に配布する。	・市立小・中学校、高等学校及び特別支援学校へ教材を配布する。	2,310千円	・小学校 342校 中学校 148校 特別支援学校2校に配布	491千円	◎	—	○	—	—	◎	◎	—	—	—	—	経済局	
24	方向性1 方向性4 方向性5	食育推進事業(健康福祉局)	食育推進計画に基づき、啓発及び事業の推進を行います。	・よこはま食育イベント(3回) ・親子DE食育 ・横浜農業の彩典(5/28,29) ・かながわ食育フェスタへの出展(7/28)	3,242千円	・よこはま食育イベント(3回) ・親子DE食育(6/20) ・かながわ食育フェスタへ出展(7/29) ・よこはま食と農の祭典2015(11/14)	3,648千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	健康福祉局	
25	方向性1 方向性4 方向性5	食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発	食の安全について、様々な機会を通して効果的な情報発信を行う。	①横浜市食品衛生協会と協力して、各区で「食中毒予防キャンペーン」を開催し、啓発チラシや啓発グッズ等を配付 ②「食の安全ヨコハマWEB」や「広報よこはま」での情報提供	①2,000千円	①食中毒予防キャンペーン:全24回、24,160人 ②「食の安全ヨコハマWEB」で監視指導結果や食中毒警報、記者発表資料等を掲載した。 ③新型ノロウイルス予防対策:啓発ステッカー10,000万枚作成	0円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	健康福祉局	
		食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発	食品衛生に関する知識の向上のため、市民や食品等事業者を対象とした講習会、シンポジウム等を開催する。	①「食の安全を考えるシンポジウム」の開催 ②各区での意見交換会等の開催 ③市民や食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習会の開催	①142千円	①シンポジウム「健康食品を選ぶには?」(172人)、「ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう」(健康福祉局共催、82人) ②意見交換会:8回、232人 ③講習会:744回、36,897人	0円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉局	
26	方向性1 方向性4 方向性5	ごみ・環境情報の積極的な提供	市民・事業者へのわかりやすい情報提供を推進する。様々な機会や媒体を活用した効果的な広報・啓発活動を行う。事務所・工場等の啓発機能の充実・強化を図る。地域特性や対象者(若者、外国人、高齢者等)に合わせた啓発を推進する。	①市民向け啓発パンフレット「きれいなまちに」の制作 ②交通広告を活用した広報 ③地域情報紙等を活用した広報 ④市民向けパンフレット・リーフレット「ごみと資源の分け方・出し方」	①740千円 ②1,000千円 ③1,350千円 ④5,392千円	①発行部数:10,000部(平成28年3月末時点) ②地下鉄、バス等広告枠(10月~11月に掲出) ③タウンニュースへの記事掲載(平成28年1月、2月、3月) ④パンフレット発行部数:355,100部(日本語版:340,000部、外国語版:15,000部、点字版:100部) リーフレット発行枚数:300,000部	①256千円 ②999千円 ③2,354千円 ④パンフレット:7,916千円(日本語版:7,223千円、外国語版:664千円、点字版:29千円) リーフレット:957千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	資源循環局	
			身近な場所での情報提供の充実を図る。情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化を図る。	・主に小中学生を対象とした工場見学会の実施	0円	—	0円	◎	○	◎	—	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
28	方向性1 方向性4 方向性5	食品ロス削減に向けた普及・啓発	食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る。	①市内イベントでの啓発ブース出展	0円	①市内イベントでの啓発ブース出展 ・第8回神奈川食育フェスタ(平成27年7月28日) ・子どもアドベンチャー(平成27年8月18日、19日)	0円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	資源循環局 教育委員会事務局
		食品ロス削減に向けた普及・啓発	食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る。	②広報啓発物(ちらし、横断幕、啓発物品)の制作	②556千円	②チラシ発行枚数:62,000枚 動画制作 啓発物品制作数:20,000セット	②1,438千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	資源循環局 教育委員会事務局
		食品ロス削減に向けた普及・啓発	食べ残しをしないことを呼び掛けるキャンペーンの実施や、食べ残しの削減に協力する飲食店等(食べきり協力店)の取組を様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を図る。	③食べきり協力店事業についてHPでの情報提供。・フードコートで使用しているトレイに食べ残し削減に向けた啓発用シールを貼付でのPR活動の実施。	③約330千円	③食べきり協力店登録店舗数:686店舗	390千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	資源循環局 教育委員会事務局
29	方向性1 方向性5	情報社会の消費者教育	情報リテラシーを取り扱う事業者団体やNPO法人等との連携を深め、情報に関する消費者教育の手法等について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	経済局 関係事業者団体 NPO法人等	

平成28年度横浜市消費者教育推進計画[案](方向性の柱で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接的対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代						所管・関連					
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期							
30	方向性2	地域活動実践力強化研修	地域における消費者市民社会についての啓発講座や情報提供、高齢消費者の見守り・啓発等を実施するとともに、地域団体や福祉関係団体等との連携・調整・コーディネート力をつけるための研修を実施し、地域活動実践力を身に付けた担い手を創出する。	・2区をモデル区として実施する。 ・地域の人口構成、歴史等の地域情報や自治会・町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、NPO等の地域活動状況、地域に入っていくための効果的な手法等の習得等、地域におけるコーディネート的な活動にむけた実践力をつけるための研修を行う。 ・講師:地域活動コーディネーターや消費者団体	1,200千円 区への予算配付@600千円×2区		268千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎			経済局 区地域振興課	
31	方向性2	【新規】地域の担い手等育成研修(民生委員・児童委員向け講師派遣)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員が主催する研修等に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を実施する。	・区又は地区民生委員児童委員協議会へ消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害に関する講座を行う。 ・内容は、対象者に併せ講師と調整をする。 ・18回計画	(報償費) 900千円			-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎			経済局	
32	方向性2	エコ・食・暮らし安心風土広め隊	暮らし(消費生活)に関する区民の関心を高め、各家庭や地域での取組みを盛り上げるにより、区民自らが「未来を見据えた賢い暮らしの行動を選択」する安心風土の醸成を図ります。	①消費生活推進員の育成 ②消費生活推進員による地区活動への支援 ③消費生活推進員啓発事業への支援	860千円		857千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎		中区地域振興課	
33	方向性2	消費生活推進員合同会議	地域で消費生活推進活動を活発に展開できるよう、消費生活推進員を全員を対象とした講義や活動報告会を行います。	年間2回実施 第1回目は8月24日に磯子公会堂集客室にて、総務局行政情報マネジメント課職員を講師に招き、マイナンバーに関する講義を実施 第2回は2月7日に磯子区役所7階会議室にて、活動報告会・意見交換会を行う。	30千円		40千円	-	◎	○	-	○	○	○	○	◎	◎	◎				磯子区地域振興課	
34	方向性2	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施します。	10月11日に東京ガス横浜ショールームにてエコクッキングの講座受講及び施設見学会を実施	0円		0円	-	◎	○	-	○	○	○	○	◎	◎	◎				磯子区地域振興課	
35	方向性2	消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法やエコな購買活動について学ぶ研修を行う。	持続可能な社会の実現をめざして～イオンの環境・社会の取り組み～(平成28年6月2日)	30千円		30千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎				港北区地域振興課	
36	方向性2	施設見学会	消費生活推進員を対象に、消費生活の向上に資する施設の見学を行い、学んだ知識を地域へ還元する。	平成28年6月29日実施済。	100千円		100千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	○	-				泉区地域振興課	
37	方向性2	環境に配慮した行動の推進	ヨコハマ3R夢プランに基づき、マイバックの使用等の環境に配慮した購買行動の推進や食品ロス削減に向けて、食材の無駄をなくす調理等のヒントを学ぶ講座や講演会への参加	①3R夢クッキング講座への参加(18区) ②3R夢クッキング講演会への参加(年6回)	①192千円 ②429千円		538千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎				資源循環局	
38	方向性2 方向性3	こうぼく消費者のつどい～消費者大学～の開催	区民を対象とした消費生活に関するイベントを開催し、消費者教育を推進する。	・港北区消費生活推進員の会によるエコ商品の展示販売や消費生活に関するパネル展示 ・横浜市消費生活センターとの共催による消費生活教室の開催	0円		0円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎				港北区地域振興課	
39	方向性2 方向性3	消費者被害未然防止啓発	消費生活推進員による地域での啓発活動	桜まつりや夏祭りなどの地域のイベントで、ブースを設けて悪質商法未然防止の啓発をしたり、高齢者のお食事会の席で、紙芝居や替え歌などを使って振り込め詐欺未然防止啓発など	550千円		550千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	○	◎				緑区地域振興課	





平成28年度横浜市消費者教育推進計画【案】(方向性の柱で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接の対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代						所管・関連	
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般		高齢期
64	方向性4 方向性5	職域との連携強化	事業者団体等との連携を深め、企業による消費者教育、従業員に対する消費者教育を推進する。	・商工会議所等関係機関との情報交換、共有による掘り起し。 ・消費生活推進員対象の研修への市職員受講呼びかけ	0円	・平成27年度消費者力向上カレッジ(横浜市消費生活推進員スキルアップ研修) 28人	0円	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	経済局 関係事業者団体 NPO法人等
65	方向性4 方向性5	教職員向け消費者教育セミナーの実施	特別支援学校教員を対象に、家計管理や巻き込まれやすい金融トラブルの仕組みと対処法についてのセミナーを実施する。	・特別支援学校の教員向けに、YYネット上の障害児向け消費者教育のページの内容や活用方法について周知するための研修講座を実施する。	0円	・経済局、健康福祉局、教育委員会の3局が連携して行った出前講座 ・特別支援学校における消費者教育研修1回(進路担当者会)	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	教育委員会事務局
66	方向性4 方向性5	交通安全教室	交通局は、警察や区役所と連携し、高齢者を対象とした交通安全に関する啓発活動を行っているほか、小学校や地域のイベント等に参加し、実際のバスを使用した運転席から見る死角体験や車いす・高齢者疑似体験を行う交通安全教室など、地域の皆様と連携した取り組みを行っています。	霧が丘小学校(運輸課・若葉台営業所) 高齢者交通安全教室(運輸課) その他	850千円	・学校関係の交通安全教室 15件 ・地域の親子を対象とした交通安全教室 7件 ・区民イベントでの死角体験教室 1件 ・警察署と共催した交通安全教室 1件 ・障がい者・中途障害者関連の交通安全教室 9件 ・高齢者交通安全教室 1件	0円	◎	◎	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	交通局
67	方向性4 方向性5	環境行動を実践する人づくり	環境学習の充実・強化を図る。取組方針を設定し、PRを行う。地域との連携を強化する。	①3R夢学習副読本の配付 ②ヨコハマ3R夢!ポスターコンクールの実施 ③子ども向け環境学習ホームページ「イータウン」の運営	①4,107千円 ②418千円 ③360千円	①制作部数:35,700部 ②応募総数:1,380点 ③アクセス数:5,086アクセス	①1,997千円 ②223千円 ③265千円	◎	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	資源循環局
68	方向性4 方向性5	環境教育出前講座(その1)	生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、3R夢等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【環境創造局】 ・ヨコハマ・エコ・スクールの枠組みを活用し、地域・学校を対象に生物多様性や環境全般について学ぶ場を提供する。	390千円	参加人数 8,895人	444千円	◎	◎	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	環境創造局 温暖化対策統括本部 資源循環局 道路局 建築局 水道局
		環境教育出前講座(その2)	生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、3R夢等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【水道局】 ・各水道事務所では、水道事業への信頼や理解を深めていただくため、区民まつりなどの各種イベントに参加するとともに、地域の特性に合わせたイベントを企画・実施し、水道局のPRを行います。 ・小学校4年生の社会科の授業の一環として、水道への興味と一層の理解を深めてもらうことと、水道水の安全性や水質の良さを理解してもらうことを目的として、出前水道教室及び出前水道講座を実施しています。	500千円	水道出前教室 開催回数 171回 参加者数 15,212人 出張出前講座 開催回数 21回 参加者数 1,783人  合計 開催回数 192回 参加者数 16,995人	300千円	◎	◎	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎		
		環境教育出前講座(その3)	生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、資源の循環、3R夢等について、市内の小・中学校や地域に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員等が出向き出前講座を実施する。	【資源循環局】 ・保育園、幼稚園、小中学校を対象とした出前講座の実施	0円	・出前講座実施校数:228校	0円	◎	◎	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
69	方向性5	専門家派遣による消費者教育教員研修	弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校及び高等学校教師による教科別研究会等に派遣する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小・中学校、高等学校教科別研究会に専門家講師を派遣する。3回計画	165千円	・教科別研究会4回(小学校家庭科、小学校社会科、特別支援学校(進路担当者会))	111千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-	経済局
70	方向性5	金融教育との連携	県金融広報委員会、日本FP協会等との連携により、金融教育を推進する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎	経済局
71	方向性5	法教育との連携	教育機関、弁護士会等との連携を深め、法教育の手法について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	・関係機関、取組に関する情報収集を行った。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎	経済局 教育委員会事務局 横浜弁護士会 神奈川県司法書士会
72	方向性5	地域活動の担い手発掘に向けた情報共有	地域に根ざした関係機関との情報共有、連携を深めることにより、地域での見守りや消費者教育・啓発の担い手を拡充する。	・消費者教育推進地域協議会や消費者教育推進庁内連絡会(仮称)等の機会に関係機関等との情報交換を進めていく。	0円	・消費者教育推進地域協議会における情報交換(平成27年6月30日) ・消費者教育推進庁内連絡会議における情報交換(平成27年8月18日)	0円	○	◎	○	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 区・地区社会福祉協議会 地域包括支援センター 市内大学等

平成28年度横浜市消費者教育推進計画【案】(方向性の柱で分類)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 …対象にあたらないもの

No.	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成28年度取組(事業計画)	平成28年度予算額	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代				所管・関連			
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等		成人期		
73	方向性5	【改編】 簡易テスト実習	テスト室の機材等を活用したテスト実習を、参加者の主体的な活動と共同に基づく運営で実施する。	・テスト・実習室の施設・設備を活用して、各種商品の成分などへの関心と知識を深める実習を開催(2回)	88千円	【簡易テスト教室】 ・8回180人 ・「身近な衣類の素材について知ろう!」「簡単・エコなそうじ術」等	441千円	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	消費生活総合センター	
74	方向性5	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)	『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政が実施する環境・地球温暖化問題に関する様々な学びの場を、「YES」という統一ブランドで全市のムーブメントに広げようとする市民参加型プロジェクトを展開する。	・YES講座の実施、支援(協働パートナー、FMラジオ、大学、図書館、区役所連携等) ・広報(ホームページ、パンフレット等)	11,445千円	・講座数 395 ・参加者数 36,270人	0円	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	温暖化対策統括本部	
75	方向性5	国際理解教育との連携	市内に所在する国際関係機関との連携を深め、在住外国人に対する消費者啓発の手法について検討する。	夏休み企画展示「Harambee AFRICA」ともにつくる「アフリカの未来」や「よこはま国際フェスタ2016」等のイベントにおいて国際機関による市民向けの展示・ワークショップ等を実施	0円	「地球を支える食と農業ってスゴイ!展」や「よこはま国際フェスタ2015」等のイベントにおいて国際機関による市民向けの展示・講演を実施	0円	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	国際局 経済局 (公財)横浜市国際交流協会、ITTO(国際熱帯木材機関)、FAO(国際連合食糧農業機関)駐日連絡事務所、JICA(国際協力機構) 等	
76	方向性5	環境事業推進委員による啓発活動	ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。 地域への情報提供を行う。等	・マイバッグ・マイボトル使用の呼びかけや、区民まつり等のイベントにおいて、リユース食器を使用するなど、ごみそのものを発生させない、リデュースの取組を行う。 ・生ごみの減量に向けた取組として、土壌混合法や生ごみの水切り啓発を行う。 ・集積場所の改善や、早朝啓発を行う。	22,728千円 (活動費:19,080千円)	環境事業推進委員数4,207名 ※啓発の回数等は各区で実施しているため未把握。	21,829千円 (活動費決算額:18,528千円)	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	資源循環局 環境創造局	
77	方向性5	市民や企業と連携した地産地消の展開①	農家や農協、食農教育実践者への支援を行う。	・はまふうどコンシェルジュの育成・支援 ・直売ネットワークの活動支援 ・地産地消サポート店の活動支援 ・地産地消活動の発表と情報交換の場の設定(食と農のフォーラムなど)	4,058千円	○はまふうどコンシェルジュの育成・支援 ・講座の開催1回(連続5回講座) ・補助・奨励による活動支援22件 ○直売ネットワークの活動支援 ・研修会開催2回 ・地産地消サポート店との交流会実施1回 ○地産地消サポート店への活動支援 ・生産者との交流会実施1回 ○活動の発表と情報交換の場の設定 ・食と農のフォーラムの開催1回	2,574千円	-	◎	-	◎	-	-	-	◎	◎	◎	環境創造局	

平成27年度をもって廃止した事業(方向性別)

※「年代」、「領域」の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進される場合 など)  
 -…対象にあたらないもの

No.	方向性の柱	施策・事業名	事業概要	平成27年度実績 (平成28年5月末日現在)	平成27年度決算額 (平成28年5月末日現在)	領域				年代						所管・関連	
						学校	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
														若者	成人一般		高齢期
1	方向性4	夏休み子ども簡易テスト教室	小学生を中心に簡易な実験を通じて賢い消費者を育成するための教室を開催。	小学生中心の簡易な実験を通じて賢い消費者に育成するための教室を実施 ・「飲み物の甘さを調べてみよう!表示についても学ぼう!」(糖度計を用いた身近な飲み物の糖度測定、「カロリーオフ」「低糖」「無糖」などの表示や食品の表示について) ・2回35人	43千円	○	○	◎	-	-	◎	-	-	◎	◎	-	消費生活総合センター
2	方向性4	子ども消費生活セミナー	子どもを対象に、夏休み期間を活用し、消費生活に関する正しい知識を得てもらおうとともに賢い消費者を育成することを目的に、身近な事を題材にした教室を開催。	子ども(小学校3学年以上)及び保護者(希望の方)を対象に身近な事を題材にした教室を開催 ・2回38人(他に保護者18人) ・慶応大学のサークルと連携 ・第1部「漫才・落語で楽しく知ろう!決まりごと」、第2部「工作教室・飛び出せプロペラ!」の2部構成	125千円	○	○	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-	消費生活総合センター
3	方向性4 方向性5	食品表示・安全講座	食の安全や食品表示に対する正しい知識を啓発する講演会を開催。	・1回121人(平成28年1月) ・食の安全・安心のために、もっと表示を活用しよう~新しい食品表示法と機能性表示食品について~	676千円	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	消費生活総合センター	
4	方向性5	簡易テスト指導教室(教員対象)	市内小中学校・高等学校で消費者教育に携わる教員を対象に、消費者教育で活用できる簡易なテスト方法を学び、知識を深めてもらうことを目的に開催。	【簡易テスト指導教室(教員対象)】 ・消費者教育に携わる小中高の教員対象 ・2回16人 ・「食品容器と環境問題」	25千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-	消費生活総合センター



平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画(案)  
平成 28(2016)年 月策定

横浜市経済局消費経済課  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
TEL671-2568 FAX664-9533

# 横浜市消費者教育推進の方向性

平成 27 年 9 月

横浜市経済局



# 目 次

## 1 「横浜市消費者教育推進の方向性」策定にあたって

- (1) 消費者教育推進の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 消費者教育の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - 【コラム①】「消費者市民社会」・・・・・・・・・・ 2
  - 【コラム②】消費生活相談員とは・・・・・・・・・・ 3
- (3) 消費者教育が目指す消費者像・・・・・・・・・・ 3
- (4) ライフステージに即した消費者教育について・・・・・・・・ 4

## 2 横浜市の現状と本市消費者教育施策の課題

- (1) 消費者被害の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 【コラム③】単独世帯・高齢者のみ世帯の増加・・・・・・・・ 7
- (2) 横浜市の消費生活相談の状況・・・・・・・・・・ 7
- (3) 第9次横浜市消費生活審議会報告「新たな視点での消費者教育について（平成26年7月）」・・・・・・・・・・ 9
- (4) 横浜市消費者教育施策の現状と課題・・・・・・・・・・ 9
  - 【コラム④】横浜市消費生活推進員・・・・・・・・・・ 10

## 3 横浜市消費者教育の方向性

- 方向性1 効果的な情報発信の強化・・・・・・・・・・ 13
- 方向性2 横浜市消費生活推進員等による地域での啓発の活性化・・・・・・・・ 13
- 方向性3 高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進・・・・・・・・ 14
- 方向性4 生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進・・・・・・・・ 14
  - 【コラム⑤】「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」（平成23年3月、文部科学省）に示された消費者教育の目的・・・・・・・・ 16
  - 【コラム⑥】社会的責任（Social Responsibility）について・・・・・・・・ 19
- 方向性5 担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携・・・・・・・・ 19
  - 【コラム⑦】「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」について・・・・・・・・ 21

## 4 推進体制

- (1) 横浜市の消費者教育推進の拠点 . . . . . 22
- (2) 横浜市消費者教育推進庁内連絡会議 . . . . . 23
- (3) 横浜市消費者教育推進地域協議会 . . . . . 23

# 1 「横浜市消費者教育推進の方向性」策定にあたって

## (1) 消費者教育推進の背景

### ア 消費者をめぐる状況

消費者を取り巻く状況を見ると、消費生活と経済社会との関わりがグローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化しています。地域・家族のつながりが弱まっていたり、格差社会といわれる中、消費者被害は多様化・深刻化しています。新聞やニュースでは、食の安全を脅かす事件や健康被害を及ぼす製品事故等が日々報道され、消費者の安全・安心に対する関心は非常に高くなっています。

一方、環境に配慮したライフスタイルを実践するなど、積極的に行動する消費者も増えています。

これまでの消費者被害に遭わない消費者という視点のみでなく、社会や環境に思いをはせ、自ら考えて自ら行動する自立した消費者という視点が重要になっています。

### イ 「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）の施行

こうした状況を背景として、平成 24 年 12 月に「消費者教育推進法」が施行されました。この法は、国や自治体において、①消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結び付ける実践的能力の育成、②消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるように積極的に支援することを理念としています。

また、消費者が消費行動を通じて、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」という考え方が定義づけられました。

### ウ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の閣議決定

平成 25 年 6 月に閣議決定された「基本方針」では、①誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進すること、②国・地方、行政・民間、消費者自身といった幅広い担い手の支援、育成とともに担い手間の連携、情報共有を促進することを基本的な方向としています。

また、「被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する」こととした、新たな消費者像が示されるとともに、年代・場の特性に応じた消費者教育の推進が掲げられました。

## (2) 消費者教育の役割

消費者教育とは、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動」（消費者教育推進法第2条第1項）のことを指します。

市民が安全で快適な消費生活を送ることができる社会の実現のためには、消費者が自らの利益の擁護、増進のため自主的かつ合理的に行動できることが必要です。合理的な意思決定を行い、被害を未然に防いだり、危害を回避したり、万が一被害に遭ってしまった場合に、適切に対処することができる能力に加えて、環境に配慮するなど公正かつ持続可能な社会に主体的に参画する力を身につけるために消費者教育が重要な役割を果たします。

### 【コラム①】「消費者市民社会」

#### ●『Q&A 消費者教育推進法と消費者市民社会』日本弁護士連合会)

『個々の消費者が、お互いの特性や多様性を尊重し、自らの消費行動が将来にわたって内外の社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、公正かつ持続可能な社会に主体的に参画する社会のことです（2条2項）。』

#### ●『消費者白書（平成25年度版）』

『消費者一人ひとりが、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会』



## 【コラム②】消費生活相談員とは

横浜市をはじめ全国の消費生活センターでは、主に消費生活相談員が消費生活相談を受け付け、助言やあっせん等を行っています。

平成27年8月現在では、消費生活相談員の要件として主に次の3つの資格のうちいずれかを有することが求められており、中には複数の資格を有する消費生活相談員もいます。また、消費者安全法の改正（平成26年6月改正、未施行（※））により、今後、消費生活相談員は国家資格化されます。（※施行日は公布日から2年以内）

### ●消費生活専門相談員（独立行政法人 国民生活センター）

国民生活センター及び各地消費生活センターで消費生活相談に携わる相談員の資質向上等を目的に創設されました。1991年試験開始（筆記・論文・面接）。

### ●消費生活アドバイザー（一般財団法人 日本産業協会）

もとは企業のお客様相談室等の対応のための資格として創設されましたが、後に消費生活センターでの相談対応のための資格の性格も併せ持つようになりました。1980年試験開始（筆記・論文・面接・実務研修）

### ●消費生活コンサルタント（一般財団法人 日本消費者協会）

各方面での地域リーダーと消費者問題の専門家養成を目的に創設されました。1962年講座開始（講義・実務、実習・終了論文、試験なし）。

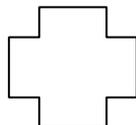
## (3) 消費者教育が目指す消費者像

生活と密着する消費者教育はこれまでも当然必要なものでしたが、従来の消費者教育では、消費者被害の未然防止及び被害の早期回復に重点が置かれてきました。

しかし、今後は、「基本方針」に示された「被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者」を育成し、これらの人々が参画する「消費者市民社会」の実現に向けた取組をしていくことが重要です。

### 【目指す消費者像】

被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者  
(従来から重視してきた消費者像)



よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者(新たに求める消費者像)

- 被害を認識する消費者
- 危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処することができる消費者

- 自らの消費行動が社会経済や地球環境に影響を与えるとの自覚を持つ消費者
- 環境に配慮した商品を選択する消費者
- エネルギーの節約など、日常の消費生活における省資源省エネルギー等環境に配慮した行動をとる消費者
- 持続可能な消費を実践する消費者

#### (4) ライフステージに即した消費者教育について

消費者庁では、「基本方針」において、「消費者教育の体系イメージマップ（※、参考資料に掲載）」を参考に、消費者教育施策・事業の「見える化」を図ることを薦めています。

この「イメージマップ」は、①体系的プログラム作りに際して前提となる共通理解、②対象領域ごとの具体的目標、③ライフステージの分類を基礎としつつ、消費者教育推進法の趣旨との整合性も図って作成されています。

【参考】「消費者教育の体系イメージマップ」…消費者庁が設置した「消費者教育の推進のための体系的プログラム研究会（平成24年9月～12月に消費者庁で開催）」が作成したもの（下記資料出典：『「消費者教育の体系イメージマップ」活用ガイド』）。

##### ア 体系的プログラム作りに際して前提となる共通理解

①社会における消費者の位置づけ	消費者が経済社会の中で重要な役割を果たしていること、消費生活をめぐる諸問題が単に個人だけの問題ではなく、社会全体で解決すべき問題を含んでいることを理解する。
②消費者問題の背景と消費者の権利保障のための施策の意義	消費者問題が生じる背景には、消費者と事業者との間の情報の質や量、交渉力等の格差等があることや、消費者の権利保障のためにとられる諸施策の意義を理解する。
③消費者教育を受ける権利と問題解決に向けた消費者の行動の重要性	消費者教育を受けることが権利であることを知るとともに、消費生活をめぐる諸課題の解決のために、生涯を通じて自ら積極的に学び行動することの重要性を理解する。
④将来を見通した生活の設計と非常時等の生活の変化への対応能力向上の必要性	自らの消費生活が固定的なものではなく、年齢や家庭環境、社会情勢の変動等に伴って変化しうることを理解し、将来を見通して生活設計するとともに、状況に応じてライフプラン、ライフスタイルを調整することの必要性を理解する。特に災害等の非常時には急激な生活の変化が生じること、消費生活において優先順位が変わることなど、対応能力向上の必要性を理解する。
⑤消費者の特性に応じた連帯、支援と協働の重要性	個人によって情報の質や量、判断力等の格差があり、特に支援が必要な消費者も存在する。高齢者、障害者など様々な特性をもつ消費者の存在を知り、相互に連帯して支えあい、それぞれの特性に応じた自立を支援するなど、よりよい社会を作るために協働することの重要性を理解する。

## イ 対象領域ごとの具体的目標

<p>消費者市民社会 の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力</li> <li>・持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力</li> <li>・消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力</li> </ul>
<p>商品の安全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品等に内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力</li> <li>・商品等による事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力</li> </ul>
<p>生活の管理 と契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営ができる力</li> <li>・契約締結による権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や補償、改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力</li> </ul>
<p>情報とメディア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立て得る力</li> <li>・情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに個人情報管理や知的財産保護等、メディアリテラシーを身に付け、活用できる力</li> </ul>

## ウ ライフステージの分類

時期	各期の特徴	
幼児期	小学校入学前の段階	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期
小学生期	小学校入学から卒業までの段階	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期
中学生期	中学校入学から卒業までの段階	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期
高校生期	高等学校入学から卒業程度までの段階	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的判断が望まれる時期
成人期 成人一般		精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と連携し取り組む時期
成人期 特に若者	おおむね高校生期以降、30歳程度まで	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自らの行動を始める時期
成人期 特に高齢者	おおむね65歳以上	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期

## 2 横浜市の現状と本市消費者教育施策の課題

### (1) 消費者被害の現状

健康被害、食の安全を脅かす事件や製品事故等の消費者に被害を及ぼす事件事故が次々に発生する等、消費者を取り巻く現状は、横浜市に限らず全国的に同様の状況にあります。

高齢者を狙う金融商品の詐欺的商法などでは甚大な被害が生じており、次々と新たな手口が出現し、ますます多様化、複雑化かつ巧妙化しています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中は高齢者のみになってしまう世帯等が増えています。社会との関わりが薄くなってしまいう傾向も強くなっており、トラブルがなかなか表面化しない問題が出てきています。

インターネットショッピングなど電子媒体を利用した商取引は、生活の利便性を向上させましたが、万が一トラブルが発生した場合には、事業者の実態がつかめず、追跡をした時には存在しなくなっているなど、被害の回復が不可能な海外の事業者だった例もあるなど、消費者が意識していなくても、日常生活が既にグローバル化してきています。

#### 【インターネット取引の相談事例（本市消費生活総合センター）】

《事例1》1ヶ月前にネット検索をして知ったサイトで、ブランド物財布の購入申込みをした。代金はクレジットカードで決済した。相手の事業者から英語のメールが来て「1週間で発送する」とのことだったが、その後商品は届かず、メールを送っても返信がない。サイトには電話番号の記載があったが、国際電話のようで、掛け方が分からない。カード会社から利用明細が届き、財布の代金が含まれていたが、支払いを止める方法があるかどうか知りたい。

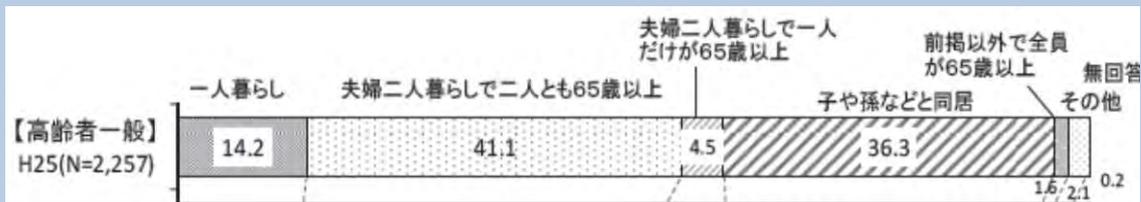
《事例2》ネット通販で腕時計を注文した。通常半額で購入できると思い、業者からのメールで指示された外国人と思われる個人名の銀行口座に代金を振り込んだ。10日経過したので、商品配送の催促メールを送ったが返事がない。サイトには業者の住所、電話番号の記載がない。どうしたらよいか。

【コラム③】単独世帯・高齢者のみ世帯の増加

平成 22 年の国勢調査結果では、単独世帯が世帯割合の 33.8%に達しています(『横浜市民生活白書 2013』から)。



また、高齢者一般世帯の世帯構成をみると、平成 25 年度横浜市高齢者実態調査結果では、一人暮らし世帯、夫婦二人暮らしで二人とも 65 歳以上の世帯、夫婦二人暮らしで一人だけが 65 歳以上の世帯の計が 59.8%となっています(『よこはま地域包括ケア計画』から)。



(2) 横浜市の消費生活相談の状況

本市での消費生活相談は近年約 22,000 件から約 25,000 件の間で推移しています。全体の相談件数の増減に合わせて各年代別の相談件数も推移する傾向がありますが、60 歳代以上の方の相談は平成 26 年度は若干減ったものの、件数・割合共に増加傾向にあります。

【本市消費生活総合センター相談件数の推移】

(単位: 件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	22, 513	23, 743	24, 007	22, 759	25, 001	23, 572
うち 60 歳以上	5, 431	6, 667	6, 937	7, 411	8, 493	7, 944
(%)	24. 1%	28. 1%	28. 9%	32. 6%	34. 0%	33. 7%

また、平成 26 年度の本市消費生活総合センター相談実績によると、年代を問わず、通信販売、訪問販売や電話勧誘販売等の店舗以外の場所での取引によるものが大半を占めています。

このうち、通信販売は特に 40 歳代の件数が多くなっていますが、訪問販売及び電話勧誘販売は、70 歳以上の方からの相談が非常に多くなっています。

各年代別の商品役務別の上位 5 品目を見ると、70 歳以上では「工事・建築」や「インターネット接続回線」、「公社債」といった相談が多く、一部訪問や電話による勧誘をきっかけとするものが含まれていると考えられます。

高齢者や障害者などが、見守りを要する状況でありながら一人暮らしであったり、日中は家族が不在になること等により、トラブルに遭っていても問題が表面化しない恐れがあります。

【平成 26 年度販売購入形態別・契約者年代別相談件数】

単位:件

区 分	未成年者	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
通 信 販 売	547	955	1,487	1,972	1,359	1,127	976	201	8,624
訪 問 販 売	22	169	202	311	291	400	1,001	166	2,562
電話勧誘販売	2	29	52	137	124	277	615	63	1,299
その他無店舗	4	28	21	29	23	24	37	9	175
訪 問 購 入	0	3	14	24	33	47	80	7	208
マルチ・マルチまがい	3	99	27	25	14	11	29	7	215
ネガティブオプション	0	0	2	3	3	4	16	7	35
計	578	1,283	1,805	2,501	1,847	1,890	2,754	460	13,118

【平成 26 年度契約者年代別・商品・役務別 上位 5 品目相談件数】

単位:件

順位	未成年者	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
1	デジタルコンテンツ 458 (506)	デジタルコンテンツ 501 (438)	デジタルコンテンツ 691 (685)	デジタルコンテンツ 1,104 (963)	デジタルコンテンツ 826 (682)	デジタルコンテンツ 724 (542)	デジタルコンテンツ 529 (298)
2	テレビ放送サービス 9 (9)	不動産貸借 148 (182)	不動産貸借 290 (322)	不動産貸借 230 (230)	工事・建築 128 (172)	工事・建築 170 (218)	工事・建築 356 (376)
3	パーマ 8 (3)	エステサービス 97 (125)	携帯電話サービス 87 (67)	携帯電話サービス 127 (116)	不動産貸借 106 (150)	商品一般 117 (129)	商品一般 199 (239)
4	財布類 8 (6)	商品一般 49 (41)	四輪自動車 62 (78)	工事・建築 127 (154)	商品一般 93 (112)	インターネット接続回線 112 (45)	インターネット接続回線 155 (57)
5	健康食品 7 (7)	携帯電話サービス 46 (46)	商品一般 57 (76)	インターネット接続回線 110 (53)	インターネット接続回線 82 (50)	不動産貸借 87 (75)	公社債 141 (129)

注:( )内の数字は平成25年度の件数

### **(3) 第9次横浜市消費生活審議会報告「新たな視点での消費者教育 について(平成 26 年7月)」**

「消費者教育推進法」及び「基本方針」を踏まえ、本市の消費者教育をどのように推進していくかについて、本市附属機関である横浜市消費生活審議会「新たな視点での消費者教育」について平成 25 年3月から 26 年6月の間、6回にわたって御議論いただき、次の3つの視点が今後の消費者教育を考えるうえで重要であると示されました。

- ア 悪質商法をクローズアップすることだけにとらわれず、消費者が合理的な意思決定を行い、自ら考え自立した消費者市民となるための視点
- イ 消費者教育の情報提供の仕組みをつくるとともに、消費者教育の担い手を意識しながら、学校、地域、家庭及び職域という対象別の課題と取り組みを検討するという視点
- ウ 大都市であり、国際都市である横浜市としての特色に着目した横浜らしさ（国際都市、地域団体やNPO等との連携、消費生活推進員の活用）という視点

### **(4) 横浜市消費者教育施策の現状と課題**

#### **ア 効果的な情報発信の必要性**

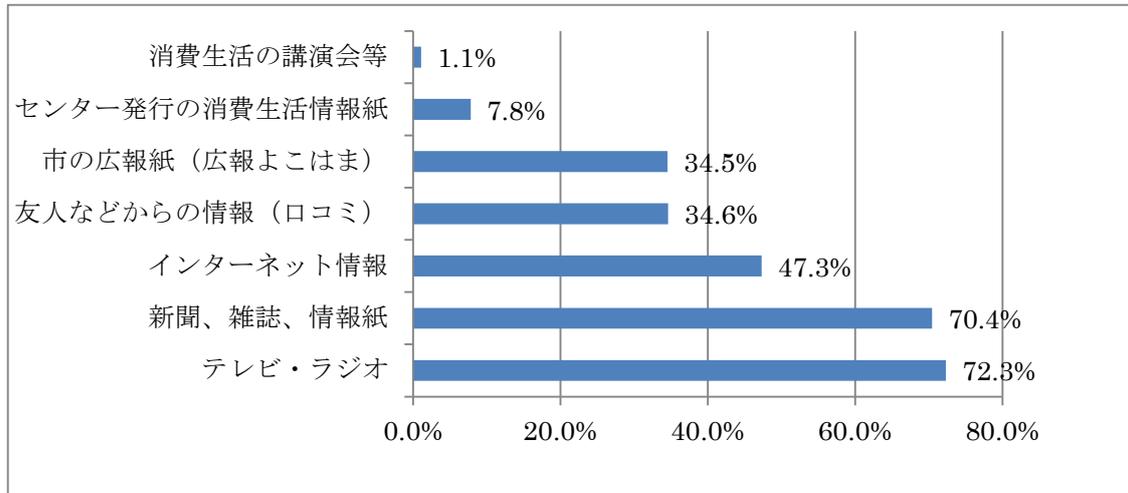
現在の主な周知、広報については、ホームページへの掲載や、広報紙の発行、セミナー・講演会等での啓発が主になっており、自らアクセスをしなければ必要な情報を得られにくい状況になっています。横浜市消費生活実態調査（以下、「実態調査」という。平成 23 年9月）では、消費生活情報の入手先は、テレビ・ラジオや新聞、雑誌等が中心になっています。

本市消費生活総合センターには、毎年2万件以上の相談件数がありますが、実態調査の結果では、横浜市消費生活総合センターの名称を聞いたことがない人が32.1%いることから、消費生活相談窓口の存在を周知する必要もあります。

一方で、悪質業者の手口の変化が速く、デジタル系のトラブルが増えている中で、消費者自らの主体的な情報収集力がますます求められています。

また、本市には、各種の消費者教育・啓発のためのツールがあります。しかし、内容が古いなどあまり使いやすいものではなく、時代に即した消費者教育教材を提供していく必要があります。

【消費生活情報の入手先】 \*横浜市消費生活実態調査（平成23年9月）から



### イ 横浜市消費生活推進員制度の有効活用

昭和50年代に制度が創設されて以来、消費生活推進員は自ら学習するとともに地域でのきめ細やかな啓発の担い手として重要な役割を果たしてきました。制度自体も社会情勢に合わせた制度変更を行いながら円滑に運営されてきました。

しかし、本市の委嘱委員の見直しなどを契機に各区の実情に合わせて実施することとなったのを受けて、平成27年4月の時点では18区中5区で制度の休止や推進員の不在などが生じており、全市的に統一した施策を展開しづらくなっています。

本市は、大都市の中では自治会・町内会加入率が比較的高く、各地域で市民間の連携の取組が進められています。推進員設置区の一部では既に消費生活推進員が地域の支えあいの重要な構成員となっているところもあります。しかし、全体的には地域に自ら働きかける、地域と連携した取組をするという面で、十分に機能しきれていないところもあります。

#### 【コラム④】横浜市消費生活推進員

横浜市消費生活推進員とは、横浜市消費生活条例第16条に基づき、市民の安全で快適な消費生活推進のために地域に根ざした自主的な活動を行う市長から委嘱された委員で、昭和56年から多くの方々に委員として活動していただき、現在に至ります。

平成27年7月1日現在、1,572人の消費生活推進員が委嘱されています。任期は2年で、最長で通算3期6年活動が可能です。

消費生活に関する知識を学習していただき、身に付けた知識による地域での啓発活動や情報発信、情報展示などの地区活動を通じて、地域に広げていく活動を行います。

このように消費生活推進員はコラム③の消費生活相談員とは異なり、地域での消費者教育・啓発、見守り活動などの重要な担い手です。

#### ウ 高齢者・障害者等、消費者被害に遭いやすい方への情報提供の必要性

高齢者・障害者と一言でいっても、一人ひとりの状況は異なっています。地域活動の担い手として活動するなど、障害特性や能力に応じた消費生活における自主性・主体性を持って生活しています。

これらの方への啓発事業等はこれまでも行っていましたが、消費者被害の対象になりやすい状況があるため、さらに推進する必要があります。

一方では疾病や生活不活発等により、地域活動への参画が難しい状況になっている方が多数存在しており、自ら情報を得ることができない場合があります。

このため、消費者からアクセスしなくても情報が得られるような情報提供の仕組みが必要です。

市民活動が活発な本市では、消費者問題に取り組む団体等が活動を通じて培ってきた、新たな消費者被害や対応法、よりよい生活を送るためのアイデアなどの消費生活情報がありますが、こういった情報を地域で活動する高齢者の見守り等の福祉関係団体等に届け、情報を活かせるようにすることも重要です。

#### エ 「消費者市民社会」形成に資する視点を盛込んだ消費者教育の整理、事業推進の必要性

これまでの本市の消費者教育は、主に経済局、消費生活総合センター、学習指導要領に基づく部分は学校で実施していました。

一方、環境や食育など関連する分野の教育には、複数の区局が取り組んできましたが、それぞれの目的ごとに実施されてきたのが実情です。

この度、新たな消費者市民社会の形成という視点を付加することで、それらの連関が明示され、より一層の連携の推進が可能になりました。

そこで、国が示すライフステージごとの特徴、目標を参考に、「消費者市民社会」の形成という視点を盛込んで施策・事業を整理し、事業を推進していく必要があります。

【参考】本市が行ってきた消費者教育

①消費者行政担当部門での消費者教育

- 教育委員会事務局と連携した、市立小中学校及び高等学校への出前講座、教員研修、PTA 親子講座、教材配布等【学校対象】(経済局)
- 消費生活推進員の地区活動用消費者教育・啓発用教材作成【地域対象】(経済局)
- 成人式に配布するリーフレットでの消費者教育・啓発【学校・地域対象】(経済局)
- 出前講座、消費生活教室等の講座形式の消費者教育・啓発事業【地域・職域対象】(横浜市消費生活総合センター)
- 消費者教育・啓発用パンフレット等の作成及び配布【学校・地域対象】(横浜市消費生活総合センター)
- 子ども消費生活セミナー、簡易テスト指導教室等による消費者教育【家庭・学校】(横浜市消費生活総合センター)
- 消費者団体等による啓発及び消費者教育【学校・地域対象】(経済局)

②その他の部門での主な消費者教育

- 市立小中学校及び高等学校における消費者教育(主に社会科、公民科、家庭科及び技術・家庭科)【学校対象】(教育委員会事務局)
- 地産地消の知識普及等【学校・家庭・地域対象】(環境創造局課)
- ヨコハマ3R夢プランの普及啓発【学校・家庭・地域対象】(資源循環局)
- 食育推進事業【学校・家庭・地域対象】(健康福祉局、こども青少年局、教育委員会事務局)

## オ 「消費者市民社会形成」に資する視点による担い手との連携、協働の必要性

地域には消費生活関連分野にかかわる活動を行う市民団体やNPO等が多数存在し、それぞれ特色を持って地域で活動しています。しかし、団体と地域との連携や、団体間の連携、本市と団体との協働が十分ではない状況であるため、各種団体との情報共有や連携を深め、対象者や地域特性に合った事業を展開していくことが望まれます。

経済局ではこれまでも、消費者団体等民間団体との協働事業を実施してきましたが、経済局の事業では、悪質商法被害未然防止に資する教育啓発講座や相談事業での協働が中心でした。

今後は、さらに消費者市民社会の形成に資する活動をしている団体との連携、協働を進めていく必要があります。

### 3 横浜市消費者教育の方向性

本市で今後、どのように消費者教育に取り組んでいくのかという方向性の柱を示します。

なお、この「方向性」は、急激な社会情勢の変化や計画の進捗状況、国の消費者教育に関する施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 方向性 1 効果的な情報発信の強化

消費者教育・啓発に関する情報発信力を強めていきます。

- (1) 様々な媒体、機会を利用して、
  - ・消費生活相談窓口である横浜市消費生活総合センターの周知
  - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
  - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透等に関する情報発信力の充実を図り、より効果的な消費者への情報提供について検討し、進めていきます。
- (2) 高齢であったり障害特性等により、自ら情報にアクセスすることが困難な方への、家族や支援者など周囲の方も含めた情報伝達について検討し、進めていきます。

#### 方向性 2 横浜市消費生活推進員等による地域での啓発の活性化

地域に根差したきめ細やかな啓発の重要な担い手としての活動に必要な支援を行うことにより、地域での啓発の活性化を進めていきます。

- (1) 相談事例や被害の実態、法令知識、「消費者市民社会形成」の理念、教材を活用した出前講座体験、啓発講座の企画実習などを段階的に学ぶ研修の充実を図ります。
- (2) 刻々と変化していく消費者被害に対応した教材開発への支援を行います。
- (3) 地域団体や福祉関係団体等との調整や連携推進力をつけるための研修を実施し、地域活動実践力を持った担い手づくりを進めます。
- (4) 消費生活推進員が不在となっている区においては、消費者団体等との連携により、地域への啓発を強化します。

### 方向性 3 高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進

高齢者や障害者、外出困難者など当事者に対する啓発・情報提供強化を図ります。

- (1) 年代や障害特性を考慮した効果的な教育・啓発教材の検討をします。
- (2) 当事者と日ごろ接している家族や支援者などを介した啓発強化の方法等を検討し、進めていきます。
- (3) 福祉部門、特別支援教育部門と連携した情報提供等の検討を進めていきます。

### 方向性 4 生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

「基本方針」で推奨された「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に、消費者教育を総合的に推進します。

推進するにあたっては、行政、市民、消費者団体等及び事業者等が共に学んでいくという視点を意識していきます。

【 領 域 】	【 対 象 (年代、範囲等) 】
(1) 学校等における消費者教育の推進	ア 幼児期における消費者教育の推進 イ 小学校、中学校期における消費者教育の推進 ウ 高等学校における消費者教育の推進 エ 大学・専門学校等における消費者教育の推進 オ 障害等により支援が必要な幼児・児童・生徒への消費者教育の推進
(2) 地域社会における消費者教育の推進	ア 高齢者に対する消費者教育の推進 イ 障害者に対する消費者教育の推進 ウ 若者に対する消費者教育の推進 エ 成人一般に対する消費者教育の推進
(3) 家庭における消費者教育の推進	ア 健やかな暮らしに関する消費者教育の推進(食育等) イ 危害・危険から身を守るための消費者教育の推進 ウ 情報社会のルール・モラルの啓発・教育
(4) 職域における消費者教育の推進	ア 消費者であるとともに家庭人・地域人でもある社員への消費者教育の推進 イ 企業が消費者の声を改善に活かす仕組みづくりに必要な情報提供 ウ 企業としての社会的責任意識を高める教育

## (1) 学校等における消費者教育の推進

### ア 幼児期における消費者教育の推進

就学前の幼児期では、生活の場の多くが家庭または地域であり、家族や周囲へ関心を持ち、生活上の決まりやルールなどを覚えていく時期に当たります。

幼児に対しては、わかりやすく興味を引くような方法による啓発を進めます。

一方、幼児期においては、階段やベッドなどからの転落、風呂場での溺水、調理器具や暖房器具等によるやけど、たばこやボタン電池などの誤飲・誤えんなど、身体・生命にかかわるトラブルに遭う恐れが高いため、幼児に対するほか、保護者に対して子どもの安全を守るための身の回りの危険に関する知識の普及啓発を推進します。

また、健やかな成長のための食育に関する普及啓発についても推進します。

### イ 小学校、中学校期における消費者教育の推進

小中学校では学習指導要領に基づき、主に社会科や家庭科及び技術・家庭科において消費者教育に関する内容が充実されました。消費者教育はまさに生きる力を身に付ける教育であることから、学校で学んだことを実践することができるよう、授業に実践型、体験型学習の形式を取り入れたり、保護者と児童・生徒双方に対する消費者教育を授業参観やPTAの生涯学習の場で実践するなど、学校教育と家庭教育との連携を強化する取組を検討し、推進します。

### ウ 高等学校における消費者教育の推進

高等学校においても学習指導要領に基づき、公民科や家庭科のカリキュラムで消費者教育に触れられています。高校生は卒業後就職したり一人暮らしを始めたりする場合もあり、消費者被害に遭う危険が高まります。

このため、高等学校において、生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性などについて理解し、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むよう推進していきます。

高校生が主体的に消費者教育に取り組む意向がある場合には、その主体性を尊重し、活動の推進に資する知識を啓発し、教材、情報提供等の支援を行います。

### エ 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学、専門学校等では未成年者と成年者が混在しており、消費者の権利と責任が大きく変化するため、啓発物の配布やオリエンテーション時の啓発の実施などによる取組を推進します。

サークル活動やボランティア活動等の活動内容によっては、消費者市民社会の形成に参画したり、消費者教育の担い手になる可能性も大きいいため、講座等の共催や地域情報等の提供、協働による教材開発ができないかなどの検討等を行います。

#### オ 障害等により支援が必要な幼児・児童・生徒への消費者教育の推進

学校教育における消費者教育は、障害の有無に関わらずすべての幼児・児童・生徒を対象として、「社会の一員として、よりよい市場、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者」の育成、「消費者市民社会」の構築を目指しています。

障害のある幼児・児童・生徒への消費者教育においては、一人ひとりの障害特性や発達段階に応じて、適切な指導内容を選定し、将来の自立した消費者としての生活を見据えて系統性のある指導・支援を行っていくことが重要です。

そのために、様々な障害特性に合わせた教材や指導方法等の工夫を蓄積し活用していくための体制づくり、指導者の研修・育成について検討し、推進していきます。

#### 【コラム⑤】「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」（平成 23 年 3 月、文部科学省）に示された消費者教育の目的

- ①消費者の権利を実現し、消費生活の安定と向上を図るため、消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して消費者被害等の危機を自ら回避する能力、将来を見通した生活設計を行う能力、及び、課題を解決する実践的な問題解決能力をはぐくむ。
- ②自己の利益だけを求めるのではなく、他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

#### (2) 地域社会における消費者教育の推進

##### ア 高齢者に対する消費者教育の推進

高齢者が消費者被害に遭いやすい状況があることから、重要なターゲットとして、消費の視点で見守りが必要な高齢者等への取組を推進していきます。

一方、横浜市の高齢者 82 万人のうち 48 万人の方は、介護支援等を必要としない元気な高齢者です（『よこはま地域包括ケア計画』）。

また、平成 25 年度横浜市高齢者実態調査では、65 歳から 74 歳の前期高齢者の 31.6% は仕事に就いており、そのうちの 12.8% の方はほぼ毎日就労されています。さらに、75 歳以上の後期高齢者の 11.5% は仕事に就いています。

65 歳以上の多くの方々は、就業等を第一線とする生活から地域に重点をおく生活にシフトし、これまでに培ってきた知識や経験を地域活動に発揮しつつあります。このような方々が、消費者市民社会の視点をもって支援を要する高齢者を見守るなど、双方に高めあえるよう、必要な情報提供等の活動側面支援等を実施していきます。

## イ 障害者に対する消費者教育の推進

障害者は、消費者トラブルに巻き込まれないように見守りや支援を受けるだけでなく、主体的に意思決定を行い自ら考え自立した消費者市民として生活する権利を有しています。

そのためには、学校教育における消費者教育の充実だけでなく、卒業後の地域生活における消費者教育の場を整備し、地域での支援者・相談者とのつながりを強化する等、変化の激しい社会においても安心していきいきと消費生活を送ることができる環境づくりを行うことも必要です。

そこで、地域での障害者への消費者教育を行う人材の育成や、既存の支援団体等との連携を推進します。

## ウ 若者に対する消費者教育の推進

若者については、その大半が就学または就労している可能性が高いため、地域社会における消費者教育とのかかわりが薄いのが現状です。若者に対する消費者教育は、主に大学・専門学校といった学校教育で推進していきます。

一方、地域には、消費者関係法や家政学等を学んでいる学生や消費者問題に取り組む学生サークル等が存在しています。彼らと地域社会を、例えば、子ども会活動やジュニアボランティア等と結びつけることで、新たな消費者教育の視点を持った事業について検討を進めていきます。

## エ 成人一般に対する消費者教育の推進

成人一般に対しては、消費生活総合センター、消費生活推進員、事業者団体等による普及啓発活動がこれまでも行われてきました。今後は、これまで単体、単発的に行われた各種事業を共催などにより、より効果的に行うなどの工夫をしていきます。

また、外国人に対しても、地域に暮らしながら日本の商取引習慣に関する情報や知識を得られるように、地域で関わっていかれる方法等を検討していきます。

### (3) 家庭における消費者教育の推進

#### ア 健やかな暮らしに関する消費者教育の推進

金銭管理や物を大切にするなどほか、環境に配慮した行動等については、家庭での教育が重要であることから、これらの情報、知識の普及啓発を促進します。特に、子どもを育てる場面においては食育が重要であることから、食育に関する情報発信も行います。

#### イ 危害・危険から身を守るための消費者教育の推進

特に乳幼児期においては生命、身体への重大な被害が発生する恐れがあることから、保護者に対してこのような危害情報を発信します。

保護者は子どもに、被害から身を守ることなどを最初に教える立場にあるため、こうした情報についても積極的に周知します。

また、家庭には介護や見守りを必要とする家族がいる可能性もあるため、見守る立場に必要な消費者問題解決の知識の普及啓発を進めていきます。

#### ウ 情報社会のルール・モラルの啓発・教育

情報社会において、携帯電話やスマートフォン等の機器を所有する年齢も低年齢化しています。これらの機器の操作性も簡便化されてきており、誤ってボタンをクリックするなど、比較的容易な方法で出会い系サイトやアダルトサイト、海外通販サイト等に誘導され、消費者トラブルに遭ってしまうことがあります。契約にまつわるトラブル以外にも、個人情報保護や著作権侵害などのトラブルに遭う危険性もあります。

また、未成年者のオンラインゲーム利用によるトラブルも多発しています。保護者には情報リテラシーを養うためのルール、オンラインゲームの仕組み、契約の意義と契約に伴い生じる責任等について子どもに教える必要があるため、これらについて必要な情報提供や啓発を進めていきます。

#### (4) 職域における消費者教育の推進

##### ア 消費者であるとともに家庭人・地域人でもある社員への消費者教育の推進

職場では、サービスや製品等の供給者・提供者側としての立場で消費者と対峙しますが、職場を離れば、すべての人は消費者であり、さらに家庭人であり地域に暮らす人です。

そのため、企業の社員教育として消費者教育に取り組むことはとても意義があります。このような場面への教材、資料提供や、講師の紹介などにより事業者における社員への消費者教育の推進を図ります。中でも、社会人経験の浅い若者や定年退職を控えた年齢層においては、その年代に多いトラブルを回避することを目指し、年代に即した普及啓発を推進します。

##### イ 企業の顧客満足度（CS）向上に向けた情報提供

企業が消費者の声を聞いて製品やサービスの改善に反映することは、事業活動を継続させるためだけでなく、消費者市民社会の形成にとっても重要です。市内企業の99%が中小企業であり、CS推進の仕組みが整っていない場合もあることから、企業のCS推進に意義があることについて情報提供等をしていきます。

##### ウ 企業としての社会的責任意識を高める教育

あらゆる組織は、組織活動が社会及び環境へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者）からの要求に対して適切な意思決定をすることが必要であり、これは組織の社会的責任（CSR）と言われています。

社会的責任意識を高めることは、社会からの信用が高まる、組織の知名度の向上などのほか、企業の従業員の士気向上などにもよい影響を果たすものです。

CSR活動の推進は、持続可能な社会を築くためにも重要な要素であることから、このことに対する企業の理解を深め、企業が社会的責任意識を高める教育を社員に対して積極的に実施できるように必要な情報提供や教材支援などを行います。

## 【コラム⑥】社会的責任（Social Responsibility）について

\*国際規格としてISO26000がある。

〈社会的責任とは〉

- 組織活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して組織が担う責任
- 様々な組織が持続可能な社会への貢献に責任をもつ
- 企業の社会的責任＝CSR（＝Corporate Social Responsibility）

〈社会的責任を果たすための7つの原則〉

- ①説明責任 ②透明性 ③倫理的な行動 ④ステークホルダーの利害の尊重
- ⑤法の支配の尊重 ⑥国際行動規範の尊重⑦人権の尊重

〈社会的責任を果たすメリット〉

- 社会からの信頼を得る      ○法令違反などによって事業継続が困難になることを回避
- 組織の評判、知名度、ブランドの向上
- 資金調達の円滑化、販路拡大、安定的な原材料調達
- 従業員の採用・定着、士気向上、健全な労使関係への効果
- 消費者とのトラブルの回避、その他ステークホルダーとの関係向上

## 方向性5 担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

担い手の育成や活動支援、協働の推進、関連分野との連携により、消費者教育を総合的に推進します。

【推進項目】	【推進項目の内容】
(1) 学校教育における教員研修や教材開発支援	ア 研修機会の提供や情報提供 イ 指導事例の検討や事例集作成などの推進 ウ 他の担い手との連携の促進
(2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会構築にむけた企業や各種団体等との協働の推進	ア 消費生活に関する担い手と地域との連携 イ 各種市民団体、NPO等との協働 ウ CSR活動としての消費者教育支援、情報共有
(3) 関連分野との連携	ア 関連する教育との連携 イ 関係団体との連携推進

(1) 学校教育における教員研修や教材開発支援

ア 研修機会の提供や情報提供

従前から学校教育の場では消費者教育が行われており、関わる教師の研修受講等が行われていましたが、参加者が一部に限られたり、消費者行政部門及び教育部門それぞれで研修を開催しているなど、相互連携が不十分でした。

そこで、消費者行政部門と教育部門の情報共有を強化し、共催で研修を実施したり、他機関、外部機関の研修情報等を整理して情報提供するなど、関わる教師への情報伝達を円滑に行います。

イ 指導事例の検討や事例集作成などの推進

消費者行政部門及び教育部門が連携し、カリキュラムの限られた時間の中でも効果的に授業実践ができる教材の開発や指導事例集の作成等を検討します。

ウ 他の担い手との連携の促進

学校における消費者教育の推進には、消費者教育だけではなく、地域の消費者団体や消費生活推進員、学生協働ボランティア等との連携、啓発教材を作成し普及啓発活動を行っている事業者や、弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家との連携を促進することにより効果的な消費者教育に取り組みます。

(2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会構築にむけた企業や各種団体等との協働の推進

ア 消費生活に関する担い手と地域との連携

各区では地域の実情に応じた構成員、内容による見守り活動のネットワーク化が進められていますが、多くの地区では福祉保健や防犯の視点からのネットワークとなっています。また、すべての地区がこのようなネットワーク化をされているわけではありません。

見守りを要する状態の人が消費者トラブルに遭う危険が増加しているため、消費生活推進員や消費者団体等がこのネットワークに参画することにより、訪問販売や電話勧誘販売などの表面化しにくい消費者トラブルの未然防止や被害の早期回復を目指します。あわせて、これらの担い手がネットワーク構成員に対して消費者知識の普及啓発を行います。

ネットワーク化が進んでいない地区に対しては、地域包括支援センターや地区社協などとの連携をより進めながら、見守りや情報発信の担い手の拡充を図ります。

イ 各種市民団体、NPO等との協働

地域で活動する市民団体やNPO等については、本市と団体、団体と地域、団体間の情報共有や連携を深め、対象者や地域特性に合った事業を展開していく方法について検討し、推進します。

ウ CSR活動としての消費者教育支援、情報共有

企業の中には、CSR活動の一環で、自らの事業活動を基礎として、金融や環境の分野の出前講座を学校で開催し、そのことが消費者教育にも貢献している事例があります。こうした企業の活動事例の収集に努め、CSR活動に関心がある企業への情報提供をしていきます。

(3) 関連分野との連携

ア 関連する教育との連携

消費者教育推進法第3条において、「環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携を図ること」が求められており、これらの教育と連携しながら消費者教育を効果的に推進します。

(ア) 環境教育との連携

地球温暖化や生物多様性の喪失など、人類が将来の世代にわたり、自然の恵み豊かな生活を確保するための基盤となる環境は、人間の経済活動等により年々損なわれつつあります。こうした課題に対応するために市では環境教育を推進しています。消費行動が環境に及ぼす影響は大きく、環境教育は消費者教育との関連が深い分野であるため、連携を深めていきます。

【コラム⑦】 横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」について

「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」が平成27年4月1日に施行されました。

時代の変化に応じた自然環境と共生しながら後世に農業を継続することを基本とし、安全で安心な市内産農畜産物の提供による市民の健全な食生活の確保並びに6次産業化などによる農畜産物の付加価値向上につなげるため、基本的事項を定め、横浜市、生産者、事業者及び市民が協力して取り組むことを定めています。



(イ) 食育との連携

食の安全性に関する知識や理解を深めるほか、食に関するマナーの習得や地産地消等は持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題と重なることから、連携を深めていきます。本市では、「横浜市食育推進計画」に基づいた各種の施策を実施していきます。

(ウ) 金融教育との連携

金融や経済についての知識の他、家計管理や長期的な生活設計を行う能力、保険商品などの金融商品の適切な利用・選択を行える能力を身に付けることは、自立した消費生活を営む上で不可欠な要素であり、かつ消費者教育の重要な要素であることから、金融教育との連携を進めていきます。

(エ) 国際理解教育との連携

国際理解教育は、国内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚する点において、消費者市民社会の形成に向けた教育と関わるため、連携を進めるほか、在住外国人に対する日本の消費文化、慣行等の理解促進も図ります。

(オ) 法教育との連携

商品やサービスの自由な選択と契約をすることの意味を考え、理解することは、自立した消費生活を営むために欠かせないことであるため、法教育との連携を進めます。

イ 関係団体との連携推進

福祉部門の関係団体、弁護士等の専門家、関連する団体等との連携を推進していきます。

## 4 推進体制

本市の消費者教育を推進するに当たっては、消費者庁等国の関係する機関の動向等を踏まえた上で、圏域を包括する神奈川県とも協力しながら推進していきます。

また、庁内外の関係機関や団体等と連携し、外部からの御意見もいただきながら、総合的に推進していきます。

### (1) 横浜市の消費者教育推進の拠点

「基本方針」では、消費生活センターを消費者教育センターと位置付けて消費者教育の拠点とすることが期待されています。

本市では従前から、消費者行政全般を所管する経済局消費経済課の他、横浜市消費生活総合センター及び各区地域振興課において消費者行政にかかわる事務を分掌し、相互に連携をしながら施策を実施してきました。

今後も、これらの部門が相互補完し、連携することにより、「消費者教育センター」の機能を担い、各種の制度、施策、主体、担い手等の有機的・総合的活動の推進母体としていきます。

## (2) 横浜市消費者教育推進庁内連絡会議

庁内関連区局との総合的な連携を推進するために、消費者教育、関連分野の施策・事業実施区局を構成員とする「横浜市消費者教育推進庁内連絡会議」を設置します。

消費者教育推進地域協議会からの意見・情報提供を共有し、この「方向性」を踏まえて毎年度策定していく「横浜市消費者教育推進計画（※）」案の策定、実績の振返りを行います。

また、事業の共催、連携による効果的な教育・啓発の検討等をしていきます。

### ※「横浜市消費者教育推進計画」

消費者教育推進法第 10 条に定める「地方自治体が作成に努めること」とされた市町村消費者教育推進計画に該当するものです。

消費者教育推進法第 20 条に基づく横浜市消費者教育地域協議会の意見を反映しながら策定し、横浜市消費生活審議会に報告して実施していきます。

## (3) 横浜市消費者教育推進地域協議会

消費者教育推進法第 20 条第 1 項において、都道府県及び市町村には消費者教育の推進のために消費者教育推進地域協議会（以下「地域協議会」とします。）を設置することが努力義務とされています。

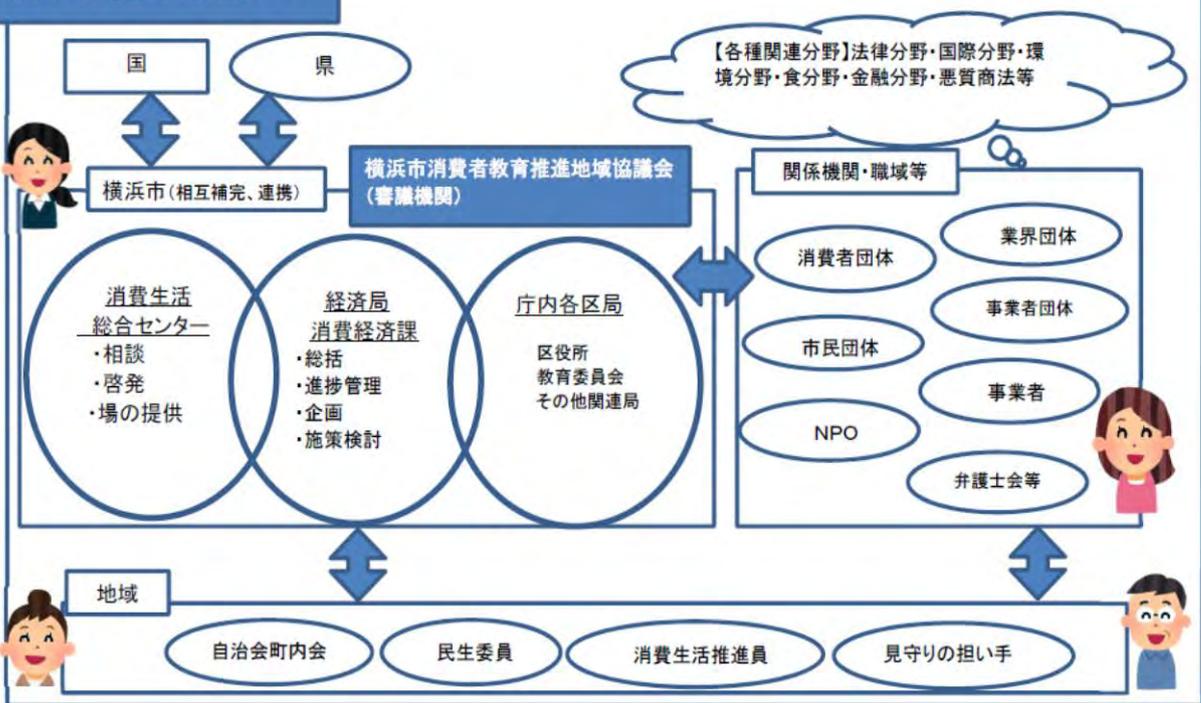
この地域協議会は、①自治体の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと、②市町村消費者教育推進計画の策定及び変更に関して意見を述べること、が役割とされています。

本市では、平成 26 年 12 月に、附属機関である横浜市消費生活審議会の部会の一つとして、また、消費者教育推進法に定める地域協議会として、横浜市消費者教育推進地域協議部会を設置しました。

構成員は、学識経験者、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、横浜市消費生活総合センターのほか、国際交流関係団体や高齢者関係団体の関係者としています。

今後、委員間の情報共有を行い、様々な視点から本市消費者教育施策へのご意見をいただいております。

【参考】推進体制イメージ



## 参 考 資 料

- 1 消費者教育の推進に関する法律
- 2 消費者教育の体系イメージマップ
- 3 横浜市消費生活条例



## 消費者教育の推進に関する法律

(平成二十四年八月二十二日法律第六十一号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第七一号

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本方針等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策（第十一条―第十八条）

第四章 消費者教育推進会議等（第十九条・第二十条）

附則

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

**2** この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響 及ぼし得るものであること自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

**第三条** 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

**2** 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

**3** 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

**4** 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

**5** 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

**6** 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

**7** 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

**第四条** 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**2** 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、

相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(消費者団体の努力)

**第六条** 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

**第七条** 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第八条** 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**2** 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

**第九条** 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第四章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定める

ものとする。

一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 消費者教育の推進の内容に関する事項

三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項

四 その他消費者教育の推進に関する重要事項

**3** 基本方針は、消費者基本法（昭和三十九年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

**4** 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

**5** 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

**6** 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

**7** 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

**8** 第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

**第十条** 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

**2** 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

**3** 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村

の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

**4** 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

**5** 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

**6** 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。)の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。

**3** 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並び

に専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。)において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

**第十三条** 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター(以下この章において「国民生活センター」という。)は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

**2** 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者及び事業者団体による消費者教育の支援)

**第十四条** 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

**2** 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。

**3** 事業者は、その従業員に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

**4** 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

(教材の充実等)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

(人材の育成等)

**第十六条** 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法第十一条に規定する相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

(調査研究等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

(情報の収集及び提供等)

**第十八条** 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。

**2** 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

## 第四章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

**第十九条** 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

**2** 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 基本方針に関し、第九条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

**3** 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

**4** 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

**第二十条** 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

**2** 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。

**3** 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二六年六月一三日法律第七一

#### 号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

Ver.1.0		成人期		高校生期		中学生期		小学生期		幼児期	
		成人一般		特に若者							
各期の特徴 重点領域	消費がもつ 影響力の理解	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に様々な人々と協働し取り組む時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての幸地の形成が望まれる時期	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期
	消費者市民社会の構築	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮しよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考慮しよう	消費をめぐる物と金銭の流れを考慮しよう	おつかいや買物に関心をもちよう	おつかいや買物に関心をもちよう	おつかいや買物に関心をもちよう	おつかいや買物に関心をもちよう	おつかいや買物に関心をもちよう
	商品等の安全	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会を目指しライフスタイルを探そう	消費生活が環境に与える影響を考慮し、環境に配慮した生活を実践しよう	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう	身の回りのものを大切にしよう
	生活の管理と契約	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けて行動の場を広げよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題に目を向けよう	協力することの大切さを知ろう	協力することの大切さを知ろう	協力することの大切さを知ろう	協力することの大切さを知ろう	協力することの大切さを知ろう
	情報とメディア	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝えよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう
		支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくらう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の活用を知ろう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう
		契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝えよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう	約束やきまりを守ろう
		生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的な暮らしをしよう	生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	主体的に生活設計を立ててみよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう
		支え合いながら情報と情報技術を活用しよう	情報と情報技術を活用し、利用するくらしをしよう	情報と情報技術を活用し、消費生活のルールやモラルを守ろう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	消費生活に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	身の回りのさまざまな情報に気づこう	身の回りのさまざまな情報に気づこう	身の回りのさまざまな情報に気づこう	身の回りのさまざまな情報に気づこう	身の回りのさまざまな情報に気づこう
		支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	自分や家族を大切にしよう	自分や家族を大切にしよう	自分や家族を大切にしよう	自分や家族を大切にしよう	自分や家族を大切にしよう
		支え合いながら消費生活情報を利用し、上手に取り入れよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	消費生活情報を主体的に評価する習慣を付けよう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、社会との関連を大切に知ろう	身の回りの情報から「なぜ」どうしてかを考えよう	身の回りの情報から「なぜ」どうしてかを考えよう	身の回りの情報から「なぜ」どうしてかを考えよう	身の回りの情報から「なぜ」どうしてかを考えよう	身の回りの情報から「なぜ」どうしてかを考えよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めたいよう整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

# 横浜市消費生活条例

制定：平成8年3月28日条例第13号

最近改正：平成26年9月25日条例第57号

## 目次

第1章	総則(第1条—第6条)
第2章	横浜市消費生活審議会(第7条—第12条)
第3章	消費者の主体的活動への支援(第13条—第18条)
第4章	適正な事業活動の確保
第1節	安全な商品又はサービスの確保(第19条—第22条)
第2節	適正な表示及び包装の確保(第23条・第24条)
第3節	適正な取引の確保(第25条—第30条)
第4節	生活関連商品等の安定的な供給の確保(第31条— 第35条)
第5節	調査、公表等(第36条—第38条)
第5章	消費者被害の救済(第39条—第45条)
第5章の2	消費生活施策拠点施設(第45条の2)
第6章	雑則(第46条・第47条)
附則	

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、消費生活に関し、消費者の主体的活動への支援、適正な事業活動の確保、消費者被害の救済その他横浜市(以下「市」という。)が実施する施策について必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な消費生活の実現を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 前条の目的を達成するため、市、消費者及び事業者は、相互の協力と信頼を基調として、次に掲げる事項について、消費者の権利の確立を図るものとする。

(1) 商品又はサービスによって、生命及び身体を侵されることなく消費生活を営むこと。

(2) 消費生活を営む上で必要な知識について学

習し、及び教育を受けること。

(3) 消費生活を営む上で必要な情報の提供を速やかに受けること。

(4) 消費生活において、商品又はサービスについての適正な表示により、適切な判断及び自由な選択を行うこと。

(5) 消費生活において、取引を適正な方法及び条件により行うこと。

(6) 消費生活において、不当に受けた被害から速やかに救済されること。

(7) 消費生活に関する施策について意見を表明し、及び参加すること。

2 消費者の主体的活動への支援に当たっては、前項に定める消費者の権利の確立に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費生活に関する施策の推進は、高度情報通信社会の進展への的確な対応及び消費生活における国際化の進展に配慮して行われなければならない。

### (市の責務等)

第3条 市は、市民の安全で快適な消費生活の実現を図るため、経済社会の進展に対応した総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第3条の2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する消費生活に関する施策に協力するとともに、安全な商品及びサービスを適正に供給する責務を有する。

2 事業者は、その供給する商品及びサービスについて、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供する責務を有する。

3 事業者は、消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮する責務を有する。

4 事業者は、消費者との間に生じた苦情を適切かつ速やかに処理するために必要な体制の整備

に努め、当該苦情を適切に処理する責務を有する。

5 事業者は、その供給する商品及びサービスについて品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

6 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第3条の3 消費者は、自ら消費生活に関する知識を深め、主体的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための自主的な活動に努めるものとする。

#### (環境への配慮)

第4条 市、消費者及び事業者は、良好な環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、それぞれが積極的な役割を果たすものとする。

2 市は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費者及び事業者が環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。次項及び第4項において同じ。)の低減を図ることができるよう努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用若しくは廃棄又はサービスの選択若しくは利用に際して、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

4 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減及び消費者の環境に配慮した自主的な努力への協力に努めなければならない。

#### (国又は他の地方公共団体との相互協力)

第5条 市は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要があるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。

2 市は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活に関する施策について、協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(国又は県への措置要求等)

第6条 市長は、市民の安全で快適な消費生活の実現を図るために必要があると認めるときは、国又は神奈川県に対して、意見を述べ、又は必要な措置をとるよう求めるものとする。

## 第2章 横浜市消費生活審議会

### (設置)

第7条 市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項を調査審議し、消費者被害の救済に関するあっせん及び調停を行い、並びに消費者の消費生活に係る訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、消費生活に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第8条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者
- (3) 事業者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第10条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (部会)

第11条 審議会に、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

#### (専門委員)

第12条 審議会に、特別の事項を調査研究させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されたものとする。

### 第3章 消費者の主体的活動への支援

#### (学習条件の整備及び消費者教育の推進等)

第13条 市は、消費者の消費生活に関する自発的な学習等を支援するため、必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な教育の推進及び知識の普及に努めるものとする。

#### (情報の提供等)

第14条 市は、消費者が経済社会の変化に対応した消費生活を営むために必要な情報の収集、整理及び消費者への速やかな提供に努めるものとする。

#### (消費者の意見の反映)

第15条 市長は、市民の安全で快適な消費生活の実

現に資するため、広く消費者の意見、要望等を把握し、市の消費生活に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

#### (消費生活推進員)

第16条 市長は、市民の安全で快適な消費生活の推進に熱意と識見を有する者の中から、消費生活推進員を委嘱することができる。

2 消費生活推進員は、消費生活に関する知識の普及及び消費者の自主的な活動を推進するとともに、市が実施する消費生活に関する施策への協力その他の活動を行う。

#### (消費者団体の自主的な活動の促進)

第16条の2 市長は、市民の安全で快適な消費生活の実現に資するため、消費者団体の自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### (消費者と事業者の交流の機会の確保)

第17条 市長は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう消費者と事業者との対話その他交流の機会の確保に努めるものとする。

#### (市長への申出)

第18条 市民は、消費生活上の支障の発生又は拡大を防止するため、市長がこの条例に定める措置をとる必要があると認めるときは、市長に対して、その旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に係る支障が広く市民の消費生活に影響を与えるものであると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

### 第4章 適正な事業活動の確保

#### 第1節 安全な商品又はサービスの確保

##### (危険な商品又はサービスの供給の禁止等)

第19条 事業者は、消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品又はサービスを消費者に供給してはならない。

2 事業者は、その商品又はサービスが消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれ

があることが明らかになったときは、当該事実の発表、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければならない。

#### (危害に関する調査及び情報提供等)

第20条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命又は身体に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、当該商品又はサービスについて、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査のみによっては同項の疑いを解消することが困難であると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対して、資料の提出その他の方法により、当該商品又はサービスが当該危害に関して安全であることを立証するよう求めることができる。

3 市長は、第1項の調査又は前項の規定による立証の結果、消費者の生命又は身体の安全を確保するために必要があると認めるときは、当該調査又は立証の経過又は結果に関する情報を消費者に提供するものとする。

#### (危険な商品又はサービスについての勧告)

第21条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認定したときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対して、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮るものとする。

#### (危険な商品又はサービスの公表等)

第22条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品又はサービスの名称、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を公表す

るものとする。

2 前項の規定による公表があったときは、当該事業者は、直ちに、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければならない。

#### 第2節 適正な表示及び包装の確保

##### (適正な表示の確保)

第23条 事業者は、商品又はサービスの性質に応じ、次に掲げる事項を適正に表示するよう努めなければならない。

(1) 商品又はサービスについて、品質その他の内容並びに当該商品又はサービスを供給する事業者の住所及び氏名又は名称

(2) 商品又はサービスについて、販売又は提供の価格及び質量、容積、時間、回数等の単位当たりの価格

(3) 商品又はサービスについて、消費者に供給した後の保証の内容

(4) 自動販売機その他これに類する機械により供給する商品又はサービスについて、その内容及び取引条件並びに当該事業者との連絡に必要な事項

(5) 再利用又は再生利用が可能な商品について、その方法

(6) 廃棄に際して特別な注意を必要とする商品について、その廃棄の方法

(7) 使用又は利用の方法によっては消費者の生命又は身体に危害が発生することが予測される商品又はサービスについて、当該危害の具体的内容及びその発生を回避するための使用又は利用の方法

2 市長は、消費者が商品を購入し、使用し、若しくは廃棄し、又はサービスを購入し、若しくは利用するに当たり、適切な選択及び判断を行うために必要があると認めるときは、商品又はサービスごとに表示すべき事項及びその方法について

事業者が守るべき基準を定めることができる。

3 市長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会に諮るものとする。当該基準を変更し、又は廃止しようとするときも、また、同様とする。

4 市長は、第2項の基準を定めたときは、これを告示するものとする。当該基準を変更し、又は廃止したときも、また、同様とする。

5 市長は、事業者が第2項の基準に違反していると認めるときは、当該事業者に対して、当該基準を遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

#### (包装の適正化)

第24条 事業者は、商品の包装(容器を含む。以下同じ。)について、商品の内容を誇張する等の過大な包装を行わないよう努めなければならない。

2 事業者は、資源の節約に資する商品の包装に努めるとともに、包装が不要となったときは、適正に再利用され、若しくは再生利用され、又は廃棄されるよう配慮しなければならない。

3 事業者は、消費者に危害が及ぶことがないようにするため、包装の安全性を確保しなければならない。

#### 第3節 適正な取引の確保

##### (広告の適正化)

第25条 事業者は、商品又はサービスの広告について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれがある表現をしてはならない。

##### (計量の適正化)

第26条 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、消費者が不利益を被ることがないようにするため、適正な計量の実施に努めなければならない。

2 市長は、消費者と事業者との間の取引について、適正な計量の実施を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

##### (不当な取引行為の禁止)

第27条 市長は、事業者が消費者との間で行う取引に関して、次のいずれかに該当する行為を、不当な取引行為として規則で定めることができる。

(1) 消費者に対して、販売の意図を隠し、又は商品

若しくはサービスの内容、取引条件、取引の仕組み等について、重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、消費者の知識、経験若しくは判断力の不足に乗じ、消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為

(3) 消費者に不当な不利益をもたらすことが明白な事項を内容とする契約を締結させる行為

(4) 消費者が他の事業者から商品又はサービスを購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、当該購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約において、当該購入に係る他の事業者の行為が前3号のいずれかの行為に該当することを知りながら、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(5) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約(契約の成立若しくは存続又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

(6) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対して、適切な処理をせず、履行をいたずらに遅延させ、又は不当に拒否する行為

(7) 消費者が他の事業者から商品又はサービスを購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、当該購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約において、当該購入に係る当該他の事業者に対して生じている事由をもってする当該消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約に基づく債務

の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

(8) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効

の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行をいたずらに遅延させ、若しくは不当に拒否する行為

2 事業者は、消費者と取引を行うに当たっては、前項の不当な取引行為を行ってはならない。

(不当な取引行為に関する調査及び情報提供)

第 28 条 市長は、事業者が行う取引行為が前条第 1 項の不当な取引行為に該当する疑いがあると認めるときは、当該取引行為について、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、当該取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該取引行為に関する情報を消費者に提供するものとする。

(不当な取引行為についての勧告等)

第 29 条 市長は、事業者が第 27 条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対して、当該違反行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(不当な取引行為の公表)

第 30 条 市長は、第 27 条第 2 項の規定に違反する事業者の行為により多数の消費者に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該違反行為の内容、当該事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を公表することができる。

第 4 節 生活関連商品等の安定的な供給の確保

(生活関連商品等の調査等)

第 31 条 市長は、日常生活と関連性の高い商品若しくはサービス又はこれらの原材料その他のもの(以下「生活関連商品等」という。)のうち必要と認めるものについて、価格の動向、需給及び流通の状況その他必要な事項の調査を行うものとする。

2 市長は、市民の消費生活の安定を図るため、生活関連商品等の円滑な供給を確保する必要があると認めるときは、事業者に対して、当該生活関連商品等の供給その他必要な措置をとるよう要請することができる。

(特定商品等の指定)

第 32 条 市長は、生活関連商品等が不足し、又は不足するおそれがある場合、その価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合その他消費者に著しく不利益となるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する生活関連商品等(以下「特定商品等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により特定商品等を指定したときは、これを告示するものとする。指定を解除したときも、また、同様とする。

(特定商品等の調査)

第 33 条 市長は、前条第 1 項の規定により特定商品等を指定したときは、その不足又は価格の上昇の状況又は要因その他必要な事項について、調査を行うものとする。

(生活関連商品等に関する情報提供)

第 34 条 市長は、生活関連商品等の円滑な供給若しくは価格の安定又は消費者の商品若しくはサービスの適切な選択を確保するために必要があると認めるときは、第 31 条第 1 項又は前条の調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

(不適正な行為についての勧告)

第 35 条 市長は、第 33 条の調査の結果、特定商品等を供給する事業者がその円滑な流通を不当に妨げ、又は著しく不適正な価格で当該特定商品等を供給していると認定したときは、当該事業者に対して、当該行為を是正するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとする

るときは、あらかじめ、審議会に諮るものとする。

## 第5節 調査、公表等

### (立入調査等)

第36条 市長は、第20条第1項、第28条第1項若しくは第33条の調査又は第23条第5項の規定による指導若しくは勧告を行うために必要な限度において、事業者に対して、報告を求め、又はその職員に事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 市長は、第20条第1項の調査を行うため、必要最小限度の数量の商品又は事業者がサービスを提供するために使用する物若しくはサービスに関する資料(以下「商品等」という。)の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により事業者から商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対して、正当な補償を行うものとする。

5 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (公表)

第37条 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。ただし、当該事業者に正当な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 第20条第2項の規定による立証をせず、又は虚偽の資料若しくは方法によりこれをしたとき。

(2) 第21条第1項、第23条第5項、第29条又は第35条第1項の規定による勧告に従わないとき。

(3) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし

たとき。

(4) 前条第2項の規定による商品等の提出を拒んだとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮るものとする。

### (意見の聴取)

第38条 市長は、前条第1項の規定による公表をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

## 第5章 消費者被害の救済

### 第39条 削除

#### (助言その他の措置等)

第40条 市長は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨の申出があったときは、当該被害からの救済のために必要な当該消費者への助言その他の措置をとるものとする。

2 市長は、前項の措置をとるために必要があると認めるときは、当該被害に係る事業者その他の関係人に対して、説明、報告又は資料の提出を求めることができる。

#### (あっせん及び調停)

第41条 市長は、前条第1項の措置をとったにもかかわらず解決することが困難な紛争について、その公正かつ速やかな解決を図るため、審議会のあっせん又は調停に付することができる。

#### (訴訟の援助)

第42条 市長は、事業者の事業活動により被害を受けた消費者(以下「被害者」という。)が事業者に対し訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件(特に緊急を要する場合その他市長が適当と認める

場合は、第 3 号に掲げる要件を除く。)を満たすときは、当該被害者に当該訴訟に係る経費(以下「訴訟資金」という。)の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- (1) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。
- (2) 当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等当該被害者が援助を受けなければ当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること。
- (3) 当該被害に係る紛争が審議会のあっせん又は調停に付されていること。
- (4) 当該被害者が当該貸付けの申込みの日前 3 月以上引き続き市内に住所を有していること。

#### (訴訟資金の範囲及び額等)

第 43 条 訴訟資金の貸付けの範囲は、当該訴訟の遂行に要する裁判手続費用、弁護士費用その他規則で定める費用とする。

2 訴訟資金の貸付けの額及び償還期限は、規則で定める。

3 訴訟資金の貸付金は、無利子とする。

#### (貸付けの申込み及び決定)

第 44 条 訴訟資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みが第 42 条の要件に該当すると認めるときは、審議会に諮り、当該申込みについて、訴訟資金の貸付けの適否、範囲及び額を決定するものとする。

#### (貸付金の償還等)

第 45 条 訴訟資金の貸付けを受けた者は、その償還期限が到来したときは、速やかに、貸付金の全額を返還しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、市長は、直ちに、貸付金の全額を返還させ、又は貸付金の返還を猶予し、若しくは貸付金を分割して返還させることができる。

2 訴訟資金の貸付けを受けた者が当該訴訟の結果

得た額が当該貸付金の額に満たなかった場合その他規則で定める場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

## 第5章の2 消費生活施策拠点施設

第45条の2 市は、横浜市消費生活総合センター(横浜市消費生活総合センター条例(昭和49年6月横浜市条例第39号)に基づき設置された施設をいう。)を、消費生活の啓発、消費生活に関する相談及び苦情の処理等の事業を実施し、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与するための拠点施設とするものとする。

## 第6章 雑則

### (適用除外)

第 46 条 第 4 章第 1 節の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 1 項に規定する医薬品については、適用しない。

2 第 4 章及び第 5 章の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

(1) 医師、歯科医師その他これらに準ずる者として規則で定める者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 商品若しくはサービス又はこれらの原材料その他のものの価格で、法令に基づいて規制されているもの

### (委任)

第 47 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 17 年 12 月条例第 122 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 27 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行

する。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 57 号)

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

横浜市消費者教育推進の方向性  
平成 27 年(2015)9月

横浜市経済局消費経済課  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
TEL671-2568 FAX664-9533

## 平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画（案）について

横浜市消費者教育推進計画は数年間の計画の進める考え方を定めた「横浜市消費者教育推進の方向性（以下「推進の方向性」という）」とその方向性に沿って、各所管で事業を企画立案の上、予算を獲得したものを単年度計画としています。毎年度、計画の実施状況を確認していただき、時代の変化と推進の方向性の内容を照らし合わせて、拡充すべき事業の方向性や推進の方向性の内容が陳腐化していないかなどをご審議いただくことを、消費者教育推進地域協議部会の議論の目的としています。

### 1 平成 27 年度計画と 28 年度計画（案）の比較（事業の展開）

#### (1) 事業数等事業全体について

##### ア 掲載事業数及び所管区局数

	平成 27 年度		平成 28 年度	差（増減）
掲載事業数	59 事業	⇒	82 事業	23 (39.0%増)

##### 【増の理由】

- ・ 区消費者教育関連事業の追加（27 年度：10 局→28 年度：7 区 10 局）
- ・ 一つの事業でも複数の予算項目があり、領域が違う場合があるので、別事業として計上。

【事業実施局区】※複数の所管局が存在する事業もありますが、主たる所管局で数えています。

凡例「区局名 H28 事業数（H27 事業数）」

- ・ 経済局 20 事業（18 事業）
- ・ 消費生活総合センター 19 事業（18 事業）※新規 3 事業、改編 2 事業、廃止 4 事業
- ・ (公財) 横浜市消費者協会 2 事業（2 事業）
- ・ 各区地域振興課事業 18 事業（0 事業）
  - 中区 1 事業
  - 保土ヶ谷区 4 事業
  - 旭区 1 事業
  - 磯子区 6 事業
  - 港北区 3 事業
  - 緑区 1 事業
  - 泉区 2 事業
- ・ 温暖化対策統括本部 1 事業（1 事業）
- ・ 国際局 1 事業（1 事業）
- ・ こども青少年局 1 事業（1 事業）
- ・ 健康福祉局 3 事業（3 事業）
- ・ 環境創造局 5 事業（5 事業）
- ・ 資源循環局 8 事業（8 事業）
- ・ 教育委員会 3 事業（3 事業）
- ・ 交通局 1 事業（1 事業）

イ 各生活領域ごとの実施状況

生活領域	分 布	平成 27 年度		平成 28 年度	差 (増減)	差の計
学 校	◎	27		33	6 増	9 増
	○	17		20	3 増	
地 域	◎	46		56	10 増	12 増
	○	10		12	2 増	
家 庭	◎	31		37	6 増	10 増
	○	26		30	4 増	
職 域	◎	12		18	6 増	7 増
	○	14		15	1 増	

【変化の状況】

※一つの事業で複数の生活領域にまたがる事業が多いため、事業数の合計と一致しない。  
計画の対象に各区事業を加えたので、全体的に増えたが、比較すると職域の増が少ない。

ウ 年代ごとの実施状況

生活領域	分 布	平成 27 年度		平成 28 年度	差 (増減)	差の計
幼児期	◎	10		13	3 増	4 増
	○	23		24	1 増	
小・中学生 期	◎	22		25	3 増	4 増
	○	24		25	1 増	
高校生期	◎	18		21	3 増	3 増
	○	25		26	0	
大学・専門 学校等	◎	19		25	6 増	7 増
	○	21		22	1 増	
若者	◎	43	49	6 増	8 増	
	○	10	12	2 増		
成人一般	◎	45	55	10 増	12 増	
	○	10	12	2 増		
高齢期	◎	45	55	10 増	14 増	
	○	7	11	4 増		

【変化の状況】

※一つの事業で複数の年代にまたがる事業が多いため、事業数の合計と一致しない。  
計画の対象に各区事業を加えたので、全体的に増えたが、比較すると成人と高齢期対象の事業の増が多い。

## エ 方向性ごとの実施状況

	平成 27 年度		平成 28 年度	差 (増減)
方向性 1	24 事業	⇒	29 事業	5 増
方向性 2	14 事業		20 事業	6 増
方向性 3	9 事業		11 事業	2 増
方向性 4	37 事業		40 事業	3 増
方向性 5	23 事業		27 事業	4 増

※一つの事業で複数の方向性にまたがる事業が多いため、事業数の合計と一致しない。

## 【変化の状況】

計画の対象に各区事業を加えたので、全体的に増えたが、比較すると方向性3「高齢者や障害者、外出困難者など当事者に対する啓発・情報強化を図る」ことを目指す事業の増が少ない。

## (2) 予算額の推移

	平成 27 年度		平成 28 年度	差 (増減)
予算額計	92,079 千円 (38 事業/59 事業)	⇒	94,084 千円 (53 事業/82 事業)	2,005 千円 (2.18%増)

## 2 平成 27 年度の実績

項目	実績値	事業数	1 事業あたり 平均	最大	最少
①開催回数	3,022 回	41 事業	73.7 回	842 回 推進員地区活動	1 回
②参加人数	137,273 人	32 事業	4,289 人	36,270 人 ヨコハマ・エコ・スクール	2 人 インターンシップの学生
③作成 (発行) 数	799,800 部	9 事業	88,866 部	355,100 部 「ごみと資源の分け方 ・出し方」	3,000 部 「見直そう! スマホとの 付き合い方」
④配信回数	84 回	3 事業	28 回	53 回 はまのタスケ・メール	2 回 注意喚起情報
⑤アクセス数	5,086 回	1 事業 「イーオタウン」	5,086 回	—	—

## 3 平成 28 年度計画（案）

## (1) 28 年度からの新規・改編事業 9 事業

事業名	事業概要	所管
【新規】地域の担い手等育成研修	消費者被害の視点を持った見守り活動推進に向けた、民生委員・児童委員が主催する研修等への講師派遣。	経済局
【新規】消費者市民社会啓発	家庭領域や事業者（職域）を対象とした「消費者市民社会」啓発用の教材作成。	経済局
【新規】消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けた講演会の開催。	消費生活総合センター
【新規】消費者被害防止・地域の担い手養成セミナー	日常の地域活動の中で高齢者の目線に立った声掛けや助言を行える人材の養成。	消費生活総合センター
【新規】消費者教育出前講座・講師養成セミナー	近隣で開催される出前講座の講師を担える人材の養成。	消費生活総合センター
【改編】消費生活情報よこはまぐらしナビ「月次相談レポート」	相談事例をコンパクトにまとめたレポートの発行・配布。毎月発行。区役所、学校、高齢者利用施設等のほか自治会町内会に配布。	消費生活総合センター
【改編】消費生活情報よこはまぐらしナビ「増刊号」	季刊。区役所、学校、高齢者利用施設等に配布。	消費生活総合センター
【改編】消費生活協働促進事業	市内で活動する団体と協働した、消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現に向けた市民への啓発事業の実施	経済局
【改編】簡易テスト実習	テスト室の機材等を活用したテスト実習を、参加者の主体的な活動と協働に基づく運営で実施する。	消費生活総合センター

## (2) 「消費者市民社会」をテーマにした事業 5事業

事業名	事業概要	所管
【新規】消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けた講演会の開催。	経済局
【改編】消費生活協働促進事業	市内で活動する団体と協働した、消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現に向けた市民への啓発事業の実施	経済局
【新規】消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けた講演会の開催。	消費生活総合センター
消費生活教室	消費生活上の安全・安心の確保に加え、消費者市民社会の形成に向けたコースも新設した教室の開催。	消費生活総合センター
街頭キャンペーン	消費生活推進員や消費者団体と連携した、消費者市民社会の形成という視点も盛り込んだ啓発活動の実施。	(公) 横浜市消費者協会

平成 29 年度以降の消費者教育推進計画  
策定スケジュール（案）について

## 【平成 28 年度計画】

1 計画への意見聴収  
(第 2 回消費者教育推進地域協議部会)  
※平成 27 年 6 月 30 日

消費者教育推進庁内連絡会議  
※平成 27 年 8 月 18 日

2 計画の確定  
(第 3 回消費者教育推進地域協議部会)  
※平成 28 年 8 月 1 日

3 計画の振返り  
(第 4 回消費者教育推進地域協議部会)  
※平成 29 年 6 ~ 7 月

## 【平成 29 年度計画】

1 計画への意見聴収  
(第 3 回消費者教育推進地域協議部会)  
※平成 28 年 8 月 1 日

消費者教育推進庁内連絡会議  
※平成 28 年 8 月下旬予定

2 計画の確定  
(部会員の書面評決で確定)  
※平成 29 年 4 月中

3 計画の進捗確認  
(第 4 回消費者教育推進地域協議部会)  
※平成 29 年 6 ~ 7 月

4 計画の振返り  
(第 5 回消費者教育推進地域協議部会)  
※平成 30 年 6 ~ 7 月

